

(仮称)川西市立総合医療センター
キセラ川西センター整備事業

要求水準書

平成31年4月

川西市

目次

第1章	総則	1
第1	適用	1
1	適用	1
2	要求水準書の目的	1
3	本書記載事項の取り扱い.....	1
4	要求水準書の適用範囲	2
第2	事業概要.....	2
1	事業名称.....	2
2	工事場所.....	2
3	対象業務.....	2
4	工期	3
5	施設計画概要.....	3
6	別途工事.....	3
第3	リスク負担	4
第2章	業務仕様.....	9
第1	共通事項.....	9
1	用語の定義	9
2	関係法令等の遵守	11
3	適用基準等	11
4	実施体制.....	13
5	セルフモニタリングの実施.....	13
6	事業計画書等.....	13
7	打合せ及び記録.....	14
8	監督職員の指示	14
9	提出書類.....	14
10	敷地管理	15
11	工事費の確認	15
12	検査.....	16
13	引渡し.....	16
14	別途工事に係る注意点.....	17
第2	事前調査業務等に関する事項.....	17
1	業務の方針	17
2	事前調査及び対策業務	18
3	調査業務に関する成果物の提出.....	18
第3	設計業務等に関する事項.....	19
1	業務の方針	19
2	業務内容.....	19

3	設計業務の実施条件.....	19
4	設計業務の成果物.....	20
第4	許可申請等に関する事項.....	21
1	業務の方針.....	21
2	業務内容.....	21
3	許認可申請業務における留意点.....	22
4	許可申請業務の成果物.....	22
第5	施工業務に関する事項.....	22
1	業務の方針.....	22
2	業務の範囲.....	22
3	業務の実施条件.....	23
4	工事材料の品質及び検査等.....	29
5	中間検査及び部分払出来高検査.....	29
第6	工事監理業務に関する事項.....	29
1	業務の方針.....	29
2	業務概要.....	29
3	業務の実施条件.....	30
第7	成果物.....	31
1	設計業務に関する書類、成果物の提出.....	31
2	施工業務に関する書類、成果物の提出.....	36
第3章	要求水準.....	39
第1	共通.....	39
1	要求水準書の取り扱い.....	39
2	概要.....	39
第2	敷地の計画条件.....	39
1	敷地概要.....	39
2	周辺インフラ整備状況.....	40
3	敷地及び地盤状況.....	40
第3	施設に関する要求水準.....	40
1	本整備の概要.....	40
2	整備する機能.....	40
3	施設規模.....	41

第1章 総則

第1 適用

1 適用

本要求水準書(以下、「本書」という。)は、川西市(以下、「市」という。)が実施する「(仮称)川西市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業(以下、「本事業」という。)」に適用する。

2 要求水準書の目的

この要求水準書、諸元表、参考資料1～7(以下、併せて「本要求水準書等」という。)は、市が本事業の適切かつ確実な実施を図ることを目的として、事業者が本事業を実施するにあたり、市が要求する水準、その他の事項(以下「要求水準」という。)を定めるものである。

なお、本要求水準書等は、市が要求する内容及び質を満たすべき最低限の水準であるため、技術提案書に記載された性能又は水準が、本要求水準書等に記載された性能又は水準を上回るときは、技術提案書の記載が本要求水準書等の記載に優先するものとする。

3 本書記載事項の取り扱い

(1) 市からの指示

市は、以下の理由により、本要求水準書等で記載した要求水準(仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合を含む)について、内容の変更を指示することがある。

ア 市の事由によって業務内容の変更が必要となったとき。

イ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 事業者からの提案

ア 基本的な考え方

本要求水準書等で記載した要求水準(仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合を含む)について、事業者が要求水準と同等以上と考える別の仕様や方法(以下、「代替方法」という)を提案することができる。

ただし、代替方法の採用においては、あらかじめ市との十分な協議が必要であり、事業者は代替方法が要求水準と同等以上である根拠を示す資料を準備し、市が確認・承認する必要があることに留意すること。

イ 確認方法及び根拠について

事業者は、上記の代替方法の確認のため、「性能向上」、「コスト」、「工期短縮」等について市が総合的に判断できる仕様等の資料を提出すること。

ウ 代替方法の制限

代替方法の内容は、下記を含めないものとする。

- ・ 工期の延長を伴うもの
- ・ 計画(平面計画、各室の面積、設備の主要システム、構造等)が変わることにより病院運営に大きな変更、支障が生じるもの。
- ・ 提案の段階で実施できることが不確定なもの

- ・ ライフサイクルコストが大きく増大すると予想されるもの。

エ その他

- ・ 代替方法の提案にあたっては、市と誠意をもって協議のうえ、契約金額の範囲内で調整することを原則とする。
- ・ 建設費の増減が発生する場合の協議の方法は、下記の方針による。
 - a 設計期間中は、契約締結時に提出された工事費内訳明細書から判断可能な数量及び単価、並びに市が合理的と判断する方法により、概算金額の算定を行い増減について協議を行う。
 - b 工事期間中は、実施設計業務完了時に提出される工事費積算内訳明細書に記載された単価、数量を基準として協議する。

4 要求水準書の適用範囲

全ての資料及び適用基準等は、相互に補完するものとする。ただし、相違がある場合の優先順位は、以下とし、これにより難しい場合は、市との協議による。

- (1) 関係法令・条例等
- (2) 質問回答書
- (3) 基本計画書（添付資料1）
- (4) 本要求水準書等
- (5) 共通仕様書
- (6) その他適用基準等

第2 事業概要

1 事業名称

（仮称）川西市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業

2 工事場所

阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業地内（9街区2-1、9街区2-2、9街区3-1、9街区3-2-1、9街区3-2-2、廃道地）。

3 対象業務

本事業の対象業務は、次の業務とする。

- (1) 施設整備に係る調査業務
地質調査、土壌汚染調査、敷地測量調査、その他調査業務
市が調査し開示した調査以外に、業務を履行するために必要となる調査業務
- (2) 設計業務（基本設計・実施設計）
建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事、
計画に伴う敷地周辺道路整備工事（歩道の切り下げ等がある場合）
その他必要となる関連工事一式
- (3) 申請等の手続きに関する業務

確認申請、構造評定、防災評定、土壌汚染対策法、建築物省エネ法及び、その他申請業務。

業務を履行するために必要となる申請等に必要な書類作成及び申請手続き一式

(4) 施工業務

(2) によって作成された実施設計図書による対象施設の建設業務
建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事、
計画に伴う敷地周辺道路整備工事（歩道の切り下げ等がある場合）
その他必要となる関連工事一式

(5) 工事監理業務

(2) によって作成された実施設計図書による対象施設の工事監理業務
建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事、
計画に伴う敷地周辺道路整備工事（歩道の切り下げ等がある場合） その他必要
となる関連工事一式

4 工期

契約締結の日から平成34年6月30日まで

5 施設計画概要

(1) 病院

構造：免震構造、その他提案による

階数：地上8階建（想定）

延床面積：約35,000㎡（想定）

(2) 外構

側溝・駐車場・通路・庇・駐輪場・植栽・防火水槽等

6 別途工事

市又は、第三者が、本事業に含まない別途工事等を同一工事場所又は、隣接する場所を実施する場合は、関連業者と調整のうえ工事を進捗すること。

特に、工期中に医療機器の設置及び試運転を行う可能性もあるため十分配慮すること。

詳細については、「参考資料2 発注区分表」を参照のこと

第3 リスク負担

本事業におけるリスク負担は、下の表のとおりとする。

【凡例】

発生原因の欄・・・「市」：市、「事」：事業者、「法」：法制度

：主分担リスクが顕在化した場合に原則として負担する。

：従分担リスクが顕在化した場合に限定的に負担する。

	リスクの種類		リスクの内容	発生原因	リスク分担の考え方	市	事業者	
応募段階	入札実施要項等リスク	1	入札実施要項等、公募書類の記載の誤りに関するもの	市	入札実施要項等、公募書類は市の責任で作成・配布する資料であることから市がリスクを負担する。			
		2	内容の変更に係るもの	市	市の指示により事業内容や用途を変更する場合は、市がリスクを負担する。			
	応募リスク	3	応募費用の負担に関するもの	事	応募費用は入札に参加する事業者が負担する。			
	契約リスク	4	事業者と契約が結べない、又は契約手続に時間がかかる場合	市・事	契約手続は市と事業者の双方の責任において行われるべきものであり、その不調によるリスクのうち市にかかった費用は市が、事業者にかかった費用は事業者がそれぞれ負担する。			
全段階共通	政治関連リスク	法制度・法令変更リスク	5	事業に直接関係する法制度の新設・変更に関するもの	法	事業者において、一般的に企業努力によって費用を吸収することが期待できないため、市が負担する。		
			6	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの	法	事業者において、一般的に企業努力によって費用を吸収することが期待できるため、事業者が負担する。		
	許認可リスク	7	事業に影響を及ぼす許認可の新設・変更に関するもの	法	事業者において、一般的に企業努力によって費用を吸収することが期待できないため、市が負担する。			

		8	上記以外の許認可の新設・変更に関するもの	法	事業者において、一般的に企業努力によって費用を吸収することが期待できるため、事業者が負担する。				
		9	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	市	市の責によるものであり、市が負担する。				
		10	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの	事	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。				
		11	建築基準法関連の許可等の遅延に関するもの	事	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。				
		税制リスク	12	法人の利益に課される税制度の変更に関するもの	法	法人税は事業者収益活動に対して係る税金であることから、事業者が負担する。			
			13	消費税の変更に関するもの	法	事業者に支払うべき消費税は市が負担する。			
			14	その他の税制度の新設・変更に関するもの	法	その他一般的な税制変更については、本事業のみならず対応が必要なものであることから事業者が負担する。			
		政治リスク	15	市の方針の変更に関するもの	市	事業者の裁量外にあるため、市が負担する。			
		社会リスク	住民問題リスク	16	事業自体に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	市	事業者の裁量外にあるため、実施主体である市が負担する。		
				17	設計・建設業務に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	事	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		
			環境問題リスク	18	事業者が行う、設計、建設業務に起因する有害物質の排出・漏洩等環境保全に関するもの	事	事業者が実施する業務に起因するものであるため、事業者がリスクを負担する。		
	19			土地に起因する有害物質の排出・漏洩等環境保全に関するもの	市	事業者の裁量外にあるため、市が負担する。			

全段階共通	社会リスク	第三者賠償リスク	20	設計・建設業務に起因する騒音・振動・地盤沈下等に関するもの	事	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		
			21	施設の瑕疵による事故に関するもの	事	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		
			22	事業者の事業破たん・放棄や契約違反・債務不履行によるもの	事	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		
			23	市の方針の変更に関するもので実施する業務に関するもの	市	市の裁量により対応すべきものであり、市が負担する。		
	債務不履行リスク	民間事業者債務不履行リスク	24	事業者の業務水準の低下	事	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。		
			25	無許可での責任者の交代又は事業者の義務の違反	事	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。		
			26	協力企業等の能力不足	事	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。		
			27	工事遅延	事	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。		
	公共債務不履行リスク	28	市の債務不履行	市	市の責によるものであり、市が負担する。			
		資金調達リスク	29	市が調達する補助金の負担額の変動により生じるもの	市	事業者の裁量外にあるため、市が負担する。		
	30		融資など民間事業者による必要な資金の確保に関するもの	事	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。			
31	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象のうち通常の見込み可能な範囲外のもの	不可抗力	天災等で市と事業者のいずれの責めに帰することができないものによる損害が確認されたときは、損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の内、契約金額の1%までは事業者が負担し、それを超える損害については市が負担する。					

		物価変動リスク	32	インフレ・デフレ	その他	市が定める「スライド条項」の範囲内までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。		
事前準備段階		用地準備遅延リスク	33	用地準備の見込みが立たないことによる事業遅延や事業中止に関するもの	市	事業者の裁量外にあるため、市が負担する。		
実施設計段階	計画・設計リスク	事業者責任リスク	34	事業者の発注による各種契約の締結、内容変更に関するもの	事	事業者の裁量により対応すべきものであり事業者が負担する。		
		測量・調査リスク	35	市が実施した地形・地質等調査に関するもの	市	事業者の裁量外にあるため、市が負担する。		
			36	事業者が実施した地形・地質等調査に関するもの	事	事業者の裁量により対応すべきものであり事業者が負担する。		
		設計リスク	37	市の提示条件、指示の不備・変更による設計変更	市	市の責によるものであり、市が負担する。 (ただし、変更による工事費増は、事業者から設計の見直し等の提案による減額分により吸収する前提とする。)		
			38	事業者の発注の際の指示、判断の不備による設計変更	事	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。		
建設段階	建設リスク	地質障害リスク	39	市があらかじめ把握している事業用地についての情報として提示した資料から合理的に想定できなかった地質障害、地中障害物等	市	事業者の裁量外にあるため、市が負担する。		
		本施設敷地の造成工事リスク	40	上記以外の地質障害、地中障害物等	事	事業者の裁量により対応することが可能と考えられるため、事業者が負担する。		
		工事遅延リスク	41	事業者が行う造成工事の不備・瑕疵に起因するもの	事	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		

	42	市の事由による工事完了の遅延	市	市の責によるものであり、市が負担する。		
	43	埋蔵文化財の調査による工事完了の遅延	その他	事業者の裁量外にあるため、市が負担する。		
	44	上記以外の事由による工事完了の遅延	事	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		
工事監理リスク	45	工事監理に関するリスク	事	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		
備品等納品遅延リスク	46	市が設置する医療機器、備品等の納品遅延に起因するもの	市	市の責によるものであり、市が負担する。		
	47	事業者が設置する備品等の納品遅延に起因するもの	事	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		
工事費用増大リスク	48	市の指示による工事費の増大・予算超過	市	市の責によるものであり、市が負担する。		
	49	上記以外の事由による工事費の増大・予算超過	市	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		
性能リスク	50	要求水準未達	事	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		
施設損傷リスク	51	使用前に工事目的物・関連工事に関して生じた損害	事	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		

第2章 業務仕様

第1 共通事項

1 用語の定義

本要求水準書等に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「事業者」とは、本事業を行う者であり、市と本事業に係る契約を締結する者をいう。
- (2) 「監督職員」とは、本事業に係る契約を締結後、契約図書等に定められた範囲内において事業者又は統括代理人に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約図書の規定に基づき、市が定めた者をいう。
- (3) 「CM会社」とは、本事業に係る基本設計及び実施設計段階の品質、コスト、スケジュールの最適化に関するアドバイザー業務及び発注者支援を行うものとして、市が定めた第三者機関をいう。
- (4) 「CMr」とは、「CM会社」に所属している者のうち、本事業に係る、アドバイザー業務及び発注者支援を行うものとして市が定めた者をいう。
- (5) 「監督職員等」とは、本事業に係る「監督職員」と本事業の発注者支援を行う「CMr」の両方をいう。
- (6) 「検査職員」とは、設計業務、建設工事及びその他業務の完了の確認を行う者で、契約図書の規定に基づき、市が定めた者をいう。
- (7) 「統括代理人」とは、設計業務における管理技術者、建設工事及びその他業務における監理技術者と現場代理人を統括し、設計業務、建設工事及びその他業務に関し、相互調整を行う者をいう。
- (8) 「管理技術者」とは、統括代理人のもとで、設計の管理及び統括等を行う者で、契約図書の規定に基づき、事業者が定めた者をいう。
- (9) 「設計担当者」とは、管理技術者のもとで、設計業務において各分担業務分野における従事技術者を総括する役割を担う者をいう。

分担業務分野の分類及び業務内容は、以下のとおりとする。

- ア 建築（意匠）平成21年国交省告示第15号における別添一第1項第二号ロ(1)戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書として表に示す設計の種類欄(1)総合に係るもの
- イ 建築（構造） 同欄(2)構造に係るもの
- ウ 電気設備 同欄(3)設備の()電気設備に係るもの
- エ 機械設備 同欄(3)設備の()給排水衛生設備、()空調換気設備に係るもの
- オ 昇降機等設備

- (10) 「工事監理者」とは、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認する者をいう。
- (11) 「現場代理人」とは、統括代理人のもとで、建設工事及びその他業務において工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う者をいう。
- (12) 「監理技術者」とは、統括代理人のもとで、建設工事において、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の

技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行う者で、建設業法第26条第2項に定める者をいう。

- (13) 「施工担当者」とは、監理技術者のもとで、建設工事において建築、電気設備、機械設備の工種毎の施工及び監督職員との技術窓口として従事する者をいう。
- (14) 「契約図書」とは、契約書及び設計仕様書をいう。
- (15) 「設計仕様書」とは、質問回答書、要求水準書、基本設計書、特記仕様書及び共通仕様書をいう。
- (16) 「質問回答書」とは、契約図書及び設計仕様書等についての入札参加者からの質問書に対して、市が回答した書面をいう。
- (17) 「特記仕様書」とは、実施設計及び施工に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (18) 「共通仕様書」とは、実施設計及び施工に共通する事項を定める図書をいう。
- (19) 「特記」とは、(14)「設計仕様書」に指定された事項をいう。(共通仕様書を除く。)
- (20) 「指示」とは、監督職員又は検査職員が事業者に対し、設計業務、建設工事及びその他業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (21) 「通知」とは、業務に関する事項について、相手方に対し書面をもって知らせることをいう。
- (22) 「報告」とは、事業者が市又は監督職員若しくは検査職員に対し、設計業務、建設工事及びその他業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について書面をもって通知することをいう。
- (23) 「承諾」とは、事業者が市又は監督職員に対し、書面で申し出た設計業務、建設工事及びその他業務の遂行上必要な事項について、市又は監督職員が書面により同意することをいう。
- (24) 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、市と事業者が対等の立場で合議することをいう。
- (25) 「提出」とは、事業者が市又は監督職員に対し、設計業務、建設工事及びその他業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (26) 「書面」とは、手書き、パソコン等により、伝える内容を紙に記したものをいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (27) 「検査」とは、契約図書等に基づき、実施設計及び建設工事の完了の確認をすることをいう。
- (28) 「打合せ」とは、設計業務、建設工事及びその他業務を適正かつ円滑に実施するために統括代理人、管理技術者、現場代理人、監理技術者等と監督職員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。

- (29) 「修補」とは、市が事業者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に事業者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (30) 「協力者」とは、事業者が設計業務、建設工事及びその他業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

2 関係法令等の遵守

- (1) 業務実施にあたっては、医療法、放射線障害防止法、電波法、建設業法、都市計画法、都市再開発法、土地区画整理法、景観法、土壤汚染対策法、建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、下水道法、労働安全衛生法、特許法、建築物省エネ法、建設リサイクル法、航空法その他関連法令等を遵守すること。
- (2) 事業者は、業務実施にあたり、本書の各業務の要求水準に特段記載がない場合でも関係法令・条例等を遵守すること。

3 適用基準等

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令等によるほか、以下の基準等の最新版を適用する。いずれも最新版とする。また、着工後の改定については、その適用について協議するものとする。

ア 共通

- ・ 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 川西市環境配慮指針（川西市）
- ・ 兵庫県建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号）
- ・ 兵庫県福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37条）
- ・ 兵庫県環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）
- ・ 兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年条例第18号）
- ・ 兵庫県総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）
- ・ 川西市市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年川西市条例第24号）
- ・ 川西市都市景観形成条例（平成5年川西市条例第1号）
- ・ 川西市火災予防条例（昭和37年川西市条例第17号）
- ・ 川西市環境基本条例（平成18年川西市条例第34号）
- ・ 川西市環境保全条例（昭和34年川西市条例第49号）
- ・ 川西市水道事業給水条例（昭和34年川西市条例第18号）
- ・ 川西市下水道条例（昭和49年川西市条例第27号）
- ・ 川西市参画と協働のまちづくり推進条例（平成22年川西市条例第16号）
- ・ 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）
- ・ 川西市個人情報保護条例（平成6年川西市条例第16号）
- ・ キセラ川西エコまち運用基準
- ・ 川西市開発行為等指導要綱

イ 建築

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 擁壁設計標準図（建設省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）

ウ 建築積算

- ・ 公共建築数量（積算）基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事積算基準（国土交通省官庁営繕部）

エ 設備

- ・ 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部 設備・環境課監修）
- ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）
- ・ 「病院空調設備の設計・管理指針」（日本医療福祉設備協会）
- ・ 病院設備設計ガイドライン（電気設備編）HEAS-0 4-2 0 1 1（日本医療福祉設備協会）
- ・ 病院設備設計ガイドライン（空調設備編）HEAS-0 2-2 0 1 3（日本医療福祉設備協会）
- ・ 病院設備設計ガイドライン（衛生設備編）HEAS-0 3-2 0 1 1（日本医療福祉設備協会）
- ・ 病院設備設計ガイドライン（BCP編）HEAS-0 5-2 0 1 2 及び 2 0 1 4（日本医療福祉設備協会）

オ 設備積算

- ・ 公共建築設備数量（積算）基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 機械設備工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- (2) 各種基準間に相違がある場合は市と協議し、優先する基準を決定するものとする。
- (3) 本要求水準書等と上記の基準等の間に相違がある場合は、本要求水準書等を優先するものとする。
- (4) 「標準仕様書・標準図」に掲げる適用基準等については、事業者の責任において、関係法令等及び要求水準（最新版の国土交通大臣官房官庁営繕部等が制定又は監修した基準等に掲げる適用基準等により定められるものを含む。）を満たすように適切に使用するものとする。

4 実施体制

- (1) 事業者は統括代理人を立てること。統括代理人は、本事業において、事業を統括して管理し、事業の進捗状況を把握している者とする。
- (2) 統括代理人は、市との打合せにおいて窓口とし、事業の開始から終了まで一貫して担当すること。
- (3) 統括代理人の変更は認めない。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、市の事前の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- (4) 事業契約後、速やかに実施体制表を市に提出し、承認を得ること。事業者は、契約締結後、原則として提出された実施体制により当該業務を履行すること。
- (5) 建築士法や建設業法等の法律に基づいた体制で業務を実施すること。
- (6) 統括代理人は現場代理人、管理技術者又は監理技術者のいずれかと兼務することができる。

5 セルフモニタリングの実施

- (1) 事業者は、自らの本事業実施状況について定期的にセルフモニタリングを行い、技術提案の履行状況及び本要求水準書等との整合・変更について、業務の遂行状況及び要求水準の達成状況を確認し資料を作成するとともに、基本設計中間時、基本設計完了時、実施設計の中間時、実施設計完了時、建設工事中及び建設工事完成時に監督職員に報告するものとする。なお、セルフモニタリングの実施回数と時期については、設計中・建設工事中ともに提案し、市の承諾を得ること。

セルフモニタリング：事業者が行う業務に対して、事業者自らが適正かつ確実な業務水準が確保されているか、確認をする行為。

- (2) セルフモニタリングは技術提案内容及び基本計画書（添付資料１）本要求水準書等の要求事項を一覧表にし、その時点での計画・施工内容を併記することで、適合状況をわかり易く確認できるように行うこと。

6 事業計画書等

- (1) 事業者は、契約締結後、設計着手から建設工事完成までの事業計画書（設計工程表及び施工工程表）を監督職員に提出し承諾を得ること。事業計画書にはセルフモニタリングの実施時期を記載すること。

- (2) 事業者は、設計の着手前に設計工程表を監督職員に提出し承諾を得ること。設計工程表は、設計業務、調査業務、市と指定管理者とのヒアリング、各種条例・構造性能評価申請・確認申請等の提出及び調整の工程、透視図・模型等の提出時期、セルフモニタリングの実施時期及びその他設計の工程管理に必要な事項を記載するものとする。
- (3) 事業者は、施工の着手前に施工工程表を監督職員に提出し承諾を得ること。施工工程表は、調査を実施する場合の工程並びに建築、電気設備及び昇降機設備、給排水衛生設備及び空調換気設備、機械設備の各工事工程、主要な行事及び主要な機器類の搬入、セルフモニタリングの実施時期その他施工の工程管理に必要な事項を記載するものとする。
- (4) 事業者は、提出した予定工程表の進捗管理を行うこと。また、変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、業務に支障がないよう適切な措置を講じること。

7 打合せ及び記録

- (1) 事業者は、設計業務・建設工事・その他業務を適正かつ円滑に実施するため、監督職員と密接に連絡を取り、十分に打合せを行うこと。
- (2) 事業者は、監督職員と打合せを行った場合は、その都度、協議記録を作成し、監督職員の承諾を受けること。
- (3) 事業者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、速やかに協議記録を作成し、監督職員に提出すること。
- (4) 事業者は、(2)(3)以外に本事業に関する会議体が開催された場合は、速やかに協議記録を作成し、監督職員に提出すること。

8 監督職員の指示

- (1) 市は本事業の実施について、監督職員を通して必要な指示を行う。
- (2) 事業者は、設計業務・建設工事・その他業務を通じ、監督職員の指示に従い円滑に業務を遂行すること。
- (3) 事業者は、常にその進捗状況を把握し、完了期限又は監督職員が指定した期限に遅延することのないように業務を遂行すること。なお、監督職員は、業務期限内外を問わず必要に応じて業務の執行並びに、成果図書の提出を事業者に求めることができる。

9 提出書類

- (1) 事業者は、事業に関する打合せ議事又は、その他事業に関する資料について、市の求めに応じ、関係書類を遅滞なく提出すること。
- (2) 事業者は、市が指定した様式がある場合は、その方式により、関係書類を作成し提出すること。

- (3) 市で様式を指定していないものは、事業者において様式を定め、監督職員の承諾を得ること。
- (4) 監督職員の指示した書類は、各工種（建築、電気設備及び機械設備）に分けて提出すること。その場合の部数は監督職員の指示による。

10 敷地管理

事業者は、工事範囲となる敷地の引渡し後、工事範囲対象敷地について、以下に示す状態とならないように仮囲いで囲う等、当該敷地管理に留意すること。また、敷地の引渡し前に市と協議を行い、仮囲いの範囲について調整を行うこと。

- (1) 人が容易に侵入できるおそれがある状態
- (2) 放火等を誘発するおそれがある状態
- (3) 人の健康を害し、又は害するおそれがある状態
- (4) 廃棄物の投棄を招くおそれがある状態
- (5) 周囲の美観を著しく損なう状態
- (6) その他著しく公益に反する状態

11 工事費の確認

- (1) 入札時に提出された工事費内訳明細書について、市は、工事費内訳明細書を設計時の設計変更等の算定に用いる。設計中に建設費が変更する場合は、速やかに内訳明細書より増減金額が分かるような資料を作成し、監督職員に報告すること。
- (2) 事業者は、本要求水準書等を基準とした設計を行い、基本設計完了時に概算工事費内訳明細書及び、実施設計完了時に工事費積算内訳明細書を提出すること。また、契約時に提出した工事費内訳明細書と比較し、工事費の確認を行うこと。なお、変更等が発生した場合は、誠意をもって協議及び調整を行い、工事請負額の範囲内に収めること。また、その範囲を超える場合は、事業者は代替え案等の建設費削減提案を行い、監督職員と協議し、工事請負額の範囲内での着工に努めること。
- (3) 工事費の確認を行う時期は、以下によるほか、監督職員が必要と認める時期とする。
 - ア 基本設計業務完了時
 - イ 実施設計業務完了時
 - ウ 建設工事出来高確認時
 - エ 建設工事完了時
- (4) 実施設計完了時に提出された工事費積算内訳書について、市は、承諾した工事費積算内訳明細書を部分払、工事中の設計変更等の算定に用いる。
- (5) 契約図書に規定する「工事費内訳明細書」と、「工事費積算内訳明細書」の内訳項目については、「公共建築工事内訳書標準書式」を基本として作成すること。
- (6) 契約図書により、要求水準書の変更に伴い「工事費」を変更する際にも、上記の内訳区分を用いること。

- (7) いずれの場合においても、事業者は、同内訳書の提出にあわせて、単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて、その内容を監督職員に説明すること。

1.2 検査

(1) 基本設計段階検査

- ア 基本設計完了時に第7.1.(1)の基本設計成果物を市に提出し監督職員等の検査を受けること。成果物の項目及び内容について、監督職員からの承諾を受けること。
- イ 事業者は、監督職員等の承諾を受けた後、基本設計業務完了報告書（任意書式）を市に提出すること。
- ウ 事業者は基本設計業務完了報告書の提出後に実施設計に取り掛かること。

(2) 実施設計段階検査

- ア 実施設計完了時に第7.1.(2)の実実施設計成果物を市に提出し監督職員等の検査を受けること。成果物の項目及び内容について、監督職員からの承諾を受けること。
- イ 事業者は、監督職員等の承諾を受けた後、実施設計業務完了報告書（任意書式）を市に提出すること。
- ウ 事業者は実施設計業務完了報告書の提出後に工事施工に取り掛かること。

(3) 施工段階検査

- ア 建設工事中に監督職員等による確認後、検査職員による中間検査を受けること。検査の方法は市の定めるところによる。
- イ 建設工事を完了した後、監督職員等による工事の完成の確認後、検査職員による完成検査を受けること。完成検査については契約図書によるものとし、検査の方法は市の定めるところによる。
- ウ 事業者は前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して市の再検査を受けなければならない。再検査を受検したときは、再検査の合格をもって完成とする。
- エ 事業者は完成検査受検に際し、統括代理人、現場代理人、監理技術者を同席させること。

1.3 引渡し

- (1) 事業者は、事業契約期間内に施工段階検査に合格し、第7成果物を市に提出し承諾を得たうえで引渡さなければならない。
- (2) 建物の引渡しに際し、施設管理者等に機器の取扱い、操作方法等の指導に必要な技術者を派遣し、説明を行うものとする。
- (3) 事業者は、建物引渡し後も、1年間は建物の各設備等の試運転、調整に係ること。
- (4) 工事竣工後、事業者は契約書に準ずる期間は瑕疵に対して責任を負う。引渡し後12か月、24か月2回に建築及び設備全般について瑕疵検査を行う。検査の結果、工事不良又はこれに準ずる理由により生じたと認められる損傷や不都合は、市の指示により迅速に修理し、これに必要な費用は事業者の負担とする。また立会者は市の指示によること。

1 4 別途工事に係る注意点

- (1) 事業者は、市が本事業期間中に発注する業務上密接に関係する別途工事等（医療情報システム等の構築の設計・設置業務、医療機器等の配置計画・搬入・設置業務、備品等の配置計画・搬入・設置業務等）について、その工事等が円滑に行えるよう協力し、十分な調整・連携を図り、設計業務・建設工事・その他業務を遂行すること。
また、市以外のものが隣接敷地等において工事を実施する場合は、十分に調整・連携を図り、相互の事業が円滑に進むよう協力すること。
- (2) 引越し計画の立案及び作業に際しては、工事中・引渡し後とも市に十分な協力を行うこと。監督職員と十分な協議を行い、設計業務・建設工事・その他業務に支障のないようにすること。また、医療機器等の引渡し前の搬入については必要な労務及び養生などを提供すること。
- (3) 医療機器等及び什器・備品工事に伴う据付のための基礎工事、壁・天井等下地補強工事、点検口設置等については、設計・建設工事の中で漏れのないよう注意すること。市と指定管理者とのヒアリングにおいて示すものに基づいて設計を行うこととする。また設計完了後に変更が生じた場合（医療機器の機種変更や、設計時に未決定のものを含む。）は、十分な調整・連携を図り、建設工事に内容を反映させるものとする。
- (4) 市は、設計段階及び施工段階の品質、コスト、スケジュールの最適化に関するアドバイザー業務及び発注者支援を行う第三者機関としてCM会社を別途に発注する予定である。なお、市は、本事業において市及び監督職員が行う事業者からの提出書類の確認、現場の立会い及び材料の検査等について、必要に応じ、その業務の全部あるいは一部をCM会社に委ねることができる。
- (5) 市は、別途工事等の内容及び図面等を必要に応じて適宜、通知又は貸与する。
- (6) 別途工事における現場共益費（賦金）については、別途発注する工事金額の2%以下とする。現場共益費（賦金）は、現場管理費、現場の作業に必要な動力、電気、水道等の料金、足場、楊重、現場事務所、作業員詰所などの仮設費用、安全衛生施設の使用及び監理費用、警備費用、スリーブ及び開口補強費用等が含まれるものとする。現場共益費（賦金）が2%を超える工事が想定される場合は、入札金額の経費に見込むこと。なお、現場共益費（賦金）の対象は、工事とし医療機器本体の金額は含まないものとする。

第2 事前調査業務等に関する事項

1 業務の方針

事業を実施するうえで、必要な事前調査を行うこと。また、調査の実施に当たっては、事業が遅延しないよう調査時期については十分に留意し、調査時期や方法については、監督職員と十分に調整した上で調査を実施すること。

2 事前調査及び対策業務

(1) 地質調査

市は平成31年1月に実施した地質調査を「参考資料4 地質調査結果報告書」として提示する。市が提示する資料の他、事業者が必要と判断したポイント及び調査項目については、事業者の業務として調査を行うこと。

(2) 測量調査

市は平成25年7月に実施した測量調査を「参考資料5 測量結果報告書」として提示する。市が提示した資料の他、事業者が必要と判断した調査を事業者の業務として実施すること。

(3) 土壌汚染状況調査

市は平成17年から実施した土壌汚染調査結果「参考資料6 土壌汚染調査結果図」を提示する。ただし、敷地内に一部未調査部分があることから、今年調査予定のため、調査結果が出次第提示する予定である。

事業者は、土壌汚染対策法及びその他の法に基づき、追加調査がある場合については、土壌についての追加調査を事業者の業務として実施すること。

市が提示した土壌汚染調査結果図に記載してある土壌汚染範囲についての土壌汚染対策工事費については、事業者の業務として実施すること。ただし、汚染土を搬出し処分する場合、処分費及び運搬費については市の負担とする。

(4) 電波障害調査・対策業務

本事業に伴い、周辺家屋等に電波障害の発生が予想される場合は、着工前、工事期間中及び完成後に十分な調査を行い、必要な時期に受信設備の改善等の適切な対策工事を事業者の業務として実施すること。調査及び対策工事の事前及び事後に、その内容及び結果を市に書面にて報告すること。

完成後の調査において、工事に起因する障害等が認められた場合は市に報告の上、対策方法、費用について協議し、対策工事を行うこと。工事費用は別途市が負担する。

(5) 近隣家屋調査・対策業務

事業者は工事着手前及び工事完了後に近隣家屋調査を事業者の業務として実施し、調査報告書を市に提出すること。調査範囲については、事業者が計画する施設の工事に伴い、影響を与える恐れがあると事業者が判断した範囲とする。

工事完了後の近隣家屋調査において、工事に起因する破損等が認められた場合は市に報告のうえ、事業者の責任の範囲で現況復旧に努める対策を適切に行うこと。

(6) その他

施設整備において事業を履行するために必要となる調査業務は、調査費用を含め事業者の業務として調査を行うこと。

3 調査業務に関する成果物の提出

(1) 調査報告書

業務を履行するために実施した各調査結果報告書を、調査が完了し調査報告書が完成次第 PDF データファイル形式及び、紙媒体ファイルにて市に提出すること。

(2) 打合せ議事録

調査業務に係る関係省庁との打合せ議事録を、調査報告書に添付し市に提出すること。

第3 設計業務等に関する事項

1 業務の方針

本要求水準書等を十分理解・考察した上、設計を行うこと。また、業務にあたっては、監督職員と十分に調整した上で設計を進めること。

2 業務内容

(1) 基本設計業務

本事業整備対象施設の基本設計に関する標準業務(平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号。)を基本とする。

(2) 実施設計業務

本事業整備対象施設の実施設計に関する標準業務(平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第二号)及び、工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務(平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第三号)を基本とする。

(3) 市と指定管理者とのヒアリング業務及び市の承認を得たプロット図(平面詳細図に設備内容をプロットしたもの)の作成

(4) 事業継続計画(BCP)対策の検討及び設計(トリアージスペース、防潮板等)

(5) パンフレット及び設計概要版等の各種広報資料の作成

(6) 各種機器の容量等の計算書の作成

(7) インフラ接続に係る施設及び必要設備の設計業務

(8) インフラ接続及び、施設計画に係る敷地周辺の外構設計業務

(9) モックアップの設計及び設置検討

(10) その他

上記以外、業務の履行及び病院開設に向けて必要となる設計・図面作成業務

3 設計業務の実施条件

(1) 事業者は、実施設計業務の実施にあたり、市と指定管理者の要望を十分に反映させるため、詳細な要件についてヒアリングを実施し、協議・調整を行った上で、基本設計書抜粋版の内容及び要件の確認を行うこと。なお、要求水準書の内容に変更等が発生した場合は、誠意をもって協議及び調整を行い、工事請負額の範囲内であることを確認すること。また、その範囲を超える場合は、監督職員に報告し、協議を行うこと。なお、当該ヒアリングについては、事業者が主導的に行うものとする。

(2) 事業者は、事業推進に関する各会議において、市の求めに応じて事業の報告及び説明支援を行うこと。なお、建築専門家以外の者が参加する場合があるため、専

門家以外の者が、理解しやすい資料を作成し説明支援を行うこと。(設計図を簡略化加工した図、パワーポイント資料、パース又は動画等)

- (3) 事業者は、やむを得ず設計の変更が発生した場合は、監督職員又は工事監理者に対して内容を報告し、承諾を受けること。この場合の手続き及び費用負担等については本要求水準書及び事業契約書(案)による。
- (4) 「参考資料2 発注区分表」における事業者と市との業務区分表の作成
なお、「非常用電源」、「インターホン」、「LAN」、「手洗い」、「流し台」及び「医療ガス」等の「医療施設として一般的な設備」については、これを必要とする部屋が院内に数多くあり、その全てにおいて、院内に必要な箇所を網羅的に記載しているが、万が一、抜け・漏れが発生することは否定できない。従って、このような「医療施設として一般的な設備」については、当要求水準書の文中において、「病院運営上必要な設備等を設置すること」という表現を使用している。
「病院運営上必要な設備等」については、当院と同規模の病院整備の実績を持つ事業者が、基本設計及び実施設計の中で、市の意向を反映して適所に必要な設備等を設置すること。
- (5) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各種工事標準仕様書を原則とするが、性能に支障がなく、実績等確認のうえ、市の了解を得られた場合は、この限りではない。
- (6) 質の高い医療サービスを提供するために、公益財団法人日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価の最新版の認定基準に対応できる施設とすること。
- (7) 兵庫県建築物環境性能評価制度におけるAランクを取得すること。なお評価者については(一般財団法人)建築環境・省エネルギー機構による評価有資格者とすること。
- (8) キセラ川西エコまち運用基準のラベリング制度「低炭素部門」に示される「指定建築物」の「協議事項」及び「協議事項のうち特別な項目」、並びに「景観部門」に示される「協議事項」の条件を全て充足することを目指すこと。
- (9) 実施設計業務完了時に、後述(第7の1)に示す業務の提出書類・成果図書を、監督職員に提出し、その内容を説明して監督職員の承諾を得ること。
- (10) 建設工事は、上記(9)の承諾を得てから着手すること。
- (11) 事業者は上記(9)及び(10)に関わらず、監督職員と協議し実施設計業務が完了する前に、先行して部分的に工事に着手することができる。この場合、工事着手前に事業者は先行工事に関する部分の実施設計図書及び工事費積算内訳明細書を監督職員に提出し、その内容を説明して監督職員の承諾を得なければならない。

4 設計業務の成果物

- (1) 基本設計成果物
第7.1.(1)基本設計成果物による。
- (2) 実施設計成果物

第7.1.(2)実施設計成果物による。

第4 許可申請等に関する事項

1 業務の方針

本要求水準書等を十分理解・考察した上、事業の進捗に応じ許可申請業務を遅延なく行うこと。また、業務にあたっては、監督職員と十分に調整した上で申請業務を進めること。

2 業務内容

- (1) 建築基準法第18条に基づく確認申請証、中間検査申請・中間検査合格証、完了検査申請、検査済証の取得業務、軽微変更、計画変更手続きに関する業務（工作物等を含む）
- (2) 大臣認定等審査手続き
- (3) 関係法令等に関する各種申請書類の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置及び設置報告書の届出を含む。）
- (4) 兵庫県福祉のまちづくり条例の事前協議書作成・チェックリスト作成・完了届出書作成業務
- (5) 建築物及びその敷地の緑化に関する条例に係る業務
- (6) 兵庫県土砂埋立て等の規制に関する条例に係る業務
- (7) 土地区画整理事業第76条の許可手続きに係る業務
- (8) 土壤汚染対策法の手続きに係る業務
- (9) 建築物エネルギー消費性能向上に関する法律における適合性判断業務
- (10) 設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
- (11) 兵庫県温暖化防止等に関する条例に係る業務
- (12) 当該施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- (13) 医療法に基づく許認可申請（医療機器等を除く。）の資料作成及び申請手続支援業務（事前相談計画書、開設許可申請（エックス線診療室放射線防護図及び遮蔽計算書を含む。）、使用許可申請（高エネルギー発生装置備付届等を含む。）、検査受検及び開設届）
- (14) 医療機器等に係る許認可申請の補助業務（放射線障害防止法の使用許可申請等の申請書類の作成支援、施設検査提出書類の作成支援等）
- (15) 公的補助事業の補助金等を取得する場合の届出手続等の資料作成（出来高に係る内訳書及び報告書の作成を含む。）業務
- (16) 電気設備・機械設備の器具設置等に伴う各許認可等の諸手続き業務
- (17) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第10条に基づく届出手続等の業務
- (18) 建設工事に伴う各許認可等の諸手続き業務（道路使用許可、特定建設業開始届等）

(19) 上記以外、業務の履行及び病院開設に向けて必要となる諸手続き業務。

3 許認可申請業務における留意点

- (1) 本事業に必要な関係官公署その他関係機関への協議、報告、各種許認可、申請業務及び届出手続きは事業者により行う。
- (2) 関係官公署等への届出手続き等に係る必要な費用は、事業者の負担とする。
- (3) 関係官公署等への届出手続き等に当たっては、届け出内容等について、あらかじめ監督職員に報告し承諾を受けること。
- (4) 事業者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、速やかに協議記録を作成し、監督職員に提出すること。
- (5) 医療法に基づく許認可申請（放射線施設を含む。医療機器等を除く）の協議、報告申請資料作成業務及び届出手続きは事業者が支援する。
- (6) 事業者は、医療機器等に係る許認可申請（医療法、放射線障害防止法等）においては、業務における書類及び資料の作成及び提供等について、監督職員の求めに応じて協力すること。（施設検査提出書類の作成等を行う。）
- (7) 指定確認検査機関の利用は可とする。

4 許可申請業務の成果物

- (1) 許可申請業務一覧表
業務を履行するために実施した許可申請書の一覧表を作成し、事業引渡時に市に提出すること。
- (2) 許可申請書類一式
業務を履行するために実施した許可申請書を、事業引渡時に PDF データファイル形式及び、紙媒体ファイルにて市に提出すること。
- (3) 打合せ議事録
許可申請業務に係る関係省庁との打合せ議事録を、許可申請書類に添付し市に提出すること。

第5 施工業務に関する事項

1 業務の方針

実施設計業務において作成する実施設計図書にしたがって、技術提案の方針に基づいた新病院を工期内に完成させること。業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、近隣に配慮し、安全性を第一に考え事故の無い円滑な工事の進捗を図ること。

2 業務の範囲

- (1) 建築工事
- (2) 電気設備工事
- (3) 機械設備工事
- (4) 昇降機設備工事

- (5) 外構工事
- (6) その他必要となる関連工事

3 業務の実施条件

(1) 基本条件

- ア 事業者は、適切な工法、材料、製品等を採用すること。なお、採用にあたっては、その品質、工期及び安全性等の検討を十分に行うとともに、その工法等が特殊である場合は、あらかじめ工事監理者と協議し、承諾を受けること。
- イ 事業者は、業務の範囲の内容に疑義が生じた場合は速やかに工事監理者と協議しなければならない。
- ウ 建築、電気設備及び機械設備等の各工種間で、相互の工事内容について十分に打合せ及び調整を行うこと。
- エ 事業者は、関係者（市及び市が委託したCM会社等）及び関係官公署等と十分打合せを行うこと。
- オ 市が別途発注を予定する、情報システム工事、医療機器等及び備品の移設・搬入作業等が、事業者の業務に密接に関連する場合において必要がある場合には事業者が主体的に調整を行い、これらの工事等と十分な連携を図り、円滑な工事施工に努めること。
- カ 事業者は、建設工事の着工前に、一定の範囲において家屋調査業務を行うこと。なお、工事完了後についても同様に調査を行うこと。

(2) 工事監理者への対応

- ア 事業者は、建設工事で用いる工程表・施工計画書・施工図等の書類及び使用材料・設備機器等、本事業における工事監理者による設計図書又は契約図書との照合が必要なものについては、工事に先立ち事前に当該工事監理者に提出し、承諾を得ること。
- イ 工事監理者による現場の立会い・材料の検査等を求められた場合は、適切に対応すること。また、工事の進捗状況に応じ事業者は、必要に応じて、本事業における工事監理者による現場の立会い・材料の検査等を請求することができる。

(3) 技能労働者に関する賃金

技能労働者の賃金は、社会保険料（本人負担分）相当額を含む適切な水準の賃金とするとともに、使用する労働者の社会保険等への加入を徹底すること。

(4) 施工条件

ア 共通仮設

(ア) 監督職員兼工事監理者事務所

- a 4名程度が事務を行え、打合せができるスペースを有する30㎡程度の事務所を設けること（人数分の事務机・椅子・書棚・ロッカー、デジタルカメラ・ホワイトボード等の備品を含む）。
- b 電話及びインターネット回線、A3カラーコピー・FAX・スキャナー・プリンター複合機、空調設備を利用できる環境とすること。

- c 光熱水費、電話等の使用料及び通信費、宅配便費、消耗品、清掃費は、事業者負担とする。
- d 事業者の現場事務所、監督職員兼工事監理者事務所において共用で利用できるサーバー（ウェブシステム）を設けること。

(イ) 工事作業場所の侵入防止対策

- a 本事業の契約締結後、設計及び建設工事期間中は、市の指示により本事業対象敷地周囲には全て侵入防止措置を講じ、工事関係者以外の立入りを禁止するとともに、その旨の表示を徹底すること。

(ウ) 工사용電力・用水

- a 着工から引渡しまでの工사용及び試運転に必要な電力、ガス、水道等の料金は事業者の負担とする（本受電から引渡しまでの電気料金を含む。）
- b 引渡しまでの間、事業者は本事業の電気工作物について電気事業法に基づく電気主任技術者を選任し、電気保安の業務を行うこと。
- c 別途工事において工사용電力・用水が必要な場合は、相互間で十分協議し、協力して工事を円滑に進めること。

(エ) 仮設

- a 工事期間中の現場は高さ3m程度の板で囲うこと。

イ その他

(ア) 作業日時等

- a 事業者は、現場での作業は、原則として休日（日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日等（以下「休日」という。））は行わないこと。ただし、工事内容等によっては、監督職員及び工事監理者との協議及び、事前に市と近隣住民に周知することにより、適宜、作業日を設定することができるものとする。
- b 現場での作業時間は原則として8時から18時まで（音の出る作業は9時から18時まで）とする。ただし、工事内容等によっては、監督職員及び工事監理者との協議により、適宜、作業時間を設定することができるものとする。
- c 上記現場での作業時間帯（8時から18時まで。）以外の時間帯、休日における特定建設作業は行わないこと。なお、近隣住民等より要望があった場合は、その要望に誠意をもって対応すること。
- d 上記で作業を認めている期間及び日時においても、監督職員及び工事監理者は指示により作業日時等を制約することがある。その場合には事業者はこれに従わなければならない。
- e 事業者は、地域行事がある場合は、当該行事に配慮し、作業日時を調整すること。

(イ) 近隣への配慮

- a 隣接する施設への影響を事前に調査し、各施設及び工事監理者と工事時間、日程等の各工事条件について協議の上、施工条件を設定する。
- b 施工方法、工程計画、工事中の安全対策等近隣及び工事に際し影響がある関係機関等に対する調整等は、事業者において十分に行うこと。

- c 事業者は、近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を工事監理者に報告するものとする。
- d 本事業によって建設される建築物により周辺にテレビ受信障害が発生した場合は、市に報告及び承諾を受けた後、直ちに事業者にて対策工事を行う。その場合の対策工事費用については市が負担する。ただし、仮設物及び建設機械等によってテレビ受信障害が発生した場合の対策は事業者が責任を持って行うこと。
- e 事業者は、工事着手前及び工事完成時に周辺地域の家屋調査を行い、報告書を市に提出すること。
- f 事業者は、工事着手前及び工事完成時に周辺地域の井水状況(水質、湧出量)の調査(25本を想定)を行い、報告書を市に提出すること。

(ウ) 作業範囲

- a 工事現場での作業範囲等については、工事監理者の承諾を受けること。
- b 資材置き場は作業範囲に確保し、資材等は引渡し完了するまで全て事業者の責において管理すること。
- c 作業範囲外で工事車両の駐車施設が必要となる場合は、事業者の負担で別途駐車施設を借用する等、対応すること。

(エ) 周辺環境の保全

- a 事業者は、作業範囲、工所用進入路等を常に整理整頓し、工事中に生じた不用品物は速やかに場外搬出し、適正に処理すること。また、作業範囲及びその周辺の清掃、散水等を行うこと。
- b 工事車両による搬出入に関しては、適宜、運搬車両にシートをかける等散乱防止をするとともに、タイヤに付着した泥土・埃の洗車を行うこと。
- c 事業者は、建設工事にあたり、道路等の周辺施設、樹木、車両その他の器物等に損傷、汚損を生じないように努めること。万一、損傷、汚損等が生じた場合は、当該施設の所有者並びに管理者等と協議のうえ、事業者が自らの負担により速やかに現状復旧すること。
- d 事業者は、工事車両の搬出入ルートについて予め道路管理者と立会い、車両計画について協議を行ったうえで、工事を行うこと。
- e 建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めること。

(オ) 公害対策

- a 事業者は、関係法令を遵守し、騒音、振動、悪臭、粉塵及び交通渋滞等、工事が周辺環境に与える影響を最小限に抑えるよう努めること。また、騒音、振動対策として、低騒音・低振動工法の採用等、公害対策に努めること、また、合理的に要求される範囲内で近隣等対応、交通渋滞対策を行うものとする。
- b 事業者は、公害の防止に努め、工事に当たっては建設工事に使用する建設機材は低騒音・低振動型のものとする。また、現場には、騒音・振動測定器を常設し、測定値を周辺に対して表示できるようにすること。法・条例等の基準

を超えた場合は工事を中断し、直ちに改善処置を行うこと。市が改善処置を確認し、問題がないと判断した場合に限り工事を再開できる。

(カ) 安全管理・災害対策

- a 埋設配管等既存設備、インフラの事前調査を実施し、工事に伴う漏水・停電・設備機能の停止等の事故防止策を徹底すること。
- b 現場での作業中は工事用車両出入口等に安全誘導員及び警備員を配置し、安全管理に努めること。また、主要資材等の搬出入時については適宜、警備員を増員し、工事の安全を図ること。
- c 工事作業員への教育及び現場安全パトロールの実施等災害防止策を徹底すること。
- d 現場作業中の仮設・養生計画は、一時的に開口・段差等ができる箇所において落下養生・バリケード等を行う等、段階に応じて適切で安全な方法を講じ、災害防止・粉塵飛散防止等を徹底するとともに、適切な予防処置を講ずること。
- e 枠組足場を設ける場合は、厚生労働省制定の手すり先行工法に関するガイドラインの「手すり先行工法による足場の組み立て等の基準」に従って手すり先行足場を設置すること。
- f 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その内容を直ちに監督職員及び工事監理者に報告すること。
- g 事業者は、地震、火災、暴雨、豪雨その他の災害の際、必要な人員を出動させることが可能な体制を整えておくこと。
- h 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分協議のうえ、交通安全管理を行うこと。

(キ) 施工体制の表示及び施工体制台帳等の整備

- a 建設工事に先立ち、事業名称、発注者、工事監理者、事業者(設計者・施工者)、緊急連絡先を明示した工事現場表示板を公衆が見やすい場所に掲げること。当該掲示板の規格については、工事監理者と打合せの上決定すること。
- b 建設業法第24条の7の規定による施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、施工体系図は工事関係者や公衆が見やすい場所に掲げること。

(ク) 施工状況の確認

- a 事業者は当該業務の進捗状況及び内容について文書及び写真により定期的に工事監理者に報告を行うこと。また、工事監理者より工事の事前説明、事後報告及び現場での施工状況の説明等の請求があった場合は、これに応じること。
- b 事業者は、工事の進捗状況に応じて、要所となる工事の完成時毎に施工管理記録を整備して、品質管理基準による検査を実施し、基準に適合している旨、工事監理者に報告し、現場にて工事監理者並びに監督職員の立会及び検査等により確認を受けること。

(ケ) 工事に伴う発生土の扱い

- a 工事に伴う発生土については、埋め戻し土として使用するほか、可能な限り場

内にて敷き均すこと。ただし、ガラ等の産業廃棄物については、法律に従い適切に分別を行い処分すること。場外処分については、関係法令に従い調査を行い適正に処理すること。汚染土は場外搬出とする。市との協議内容に従い処分すること。

(コ) 使用材料等

- a 建築材料等については、事業者の責任において施設性能水準及び、品質維持の観点から必要と思われる水準の材料を使用すること。
- b 化学物質を放散する建築材料等については、病院施設であることを鑑み、建物内部に使用する建築・家具等の材料については、人体に有害と思われる物質を放散する材料は使用しないこと。ホルムアルデヒドについては「JIS・JAS規格の「F (エフフォースター)」規格品以上とし、トルエン、キシレン等についても放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
- c 化学物質の濃度測定については、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン等の化学物質について室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを工事監理者に報告すること。測定方法は厚生労働省の標準的測定方法とし、具体的な測定箇所については工事監理者との協議によること。

(サ) 工程会議

- a 事業者は、各種工事施工業者と工程等について協議検討するため、原則として監督職員等又は工事監理者の立会いのもと、日を定めて月間工程会議(毎月1回)、週間工程会議(毎週1回)を行うこと。また、工程会議は工事監理者の指示する場所で行うこと。
- b 各種発注・施工に関する発注側の決定期日をまとめた工程表の作成と確認を行うこと。

(シ) 施工図及び総合図

- a 事業者は、工事施工図の作成に先立ち、総合図作成工程表及び施工図作成工程表を作成し、スケジュール管理を行うこと。なお、同工程表は工事監理者等に提出し承諾を得ること。総合図は、関連する工事(鉄骨製作等を含む)の施工約3か月前までに工事監理者の承諾を得るものとする。また、工事監理者の確認2回を見込んだスケジュールとし、遅くとも承諾の4か月前に初回の図面を工事監理者に提出するものとする。
- b 事業者は、総合図作成工程表に基づき総合図を作成すること。総合図は、事業者が主体となって、建築、電気設備、機械設備及び関連する別途工事(医療機器工事等)と調整を行い、各工事に含まれる部品、器具の類を、同一平面図、展開図、天井伏図に網羅記入したものとし、縮尺は1/50を標準とすること。

(ス) その他

- a 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の趣旨に則り、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに、建設資材の分別解体等排出された建設廃棄物の再資源化に積極的に努めること。

- b 全ての境界杭は事業者にて保全し、必要に応じて、隣接所有者、道路管理者と協議立会いの上、引照点を設置すること。事業区域等については、必要に応じて、杭等で位置を示すこと。
- c 資材・工法等の選定にあたっては、できる限り地場企業の製品、地元製品の活用を図るとともに、環境に配慮した資材、工法の選定を推進すること。
- d 医療機器等の別途発注業務について、工事条件（荷重・設備・搬入方法等）について主体的にとりまとめを行うこと。
- e 起工式費用として準備開催費用を諸経費として見込むこと。（施主側：約80名程度を予定。敷地内にて行う。）
- f モックアップを敷地内に製作し、内装仕上げ、建具（内外とも）造作家具、医療アウトレット等の露出設備等を実物で製作し、配置及び収まり等について工事監理者と監督職員の承諾を受けること。製作部分は、1床室（有料個室、無料個室の2パターン）とする。照明は点灯可能とすること。なお、家具（ベッド、床頭台等）は病院から貸与する。
- g 鉄骨工事における製作工場について、国土交通大臣から認定を受けた工場のグレードは、工事監理者との協議により決定するものとする。
鉄骨工事において、工事監理者による中間検査・受け入れ検査に立ち会う事業者検査員は、事業者側AW検定員・鉄骨工事管理責任者（日本鋼構造協会）・鉄骨製作管理技術者1級（鉄骨製作管理技術者登録機構）・鉄骨製品検査技術者（日本鋼構造協会）の資格者又は、同等の資格を有するもので、同規模の工事实績を有するものとして、工事監理者が認めた者とする。
- h 建築物に関する完成検査、電気設備・機械設備の器具設置等に伴う各許認可等、必要な手続や業務等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。
- i 事業者は、必要に応じて中間時と完成時に、現場関係者を除く本社等の検査員による自主検査を行うこと。また、工事監理者の検査の前に自主検査を行い、検査記録を工事監理者に提出すること。工事監理者の検査はその検査が妥当であることを確認するために立会いの検査を行うこと。
- j 検査により手直し等指摘事項があった場合は、すみやかに事業者の負担で是正処置を行うこと。
- k 工事完成までの間に、各種設備の点検・試験・試運転・総合調整を行い、施設の運営に支障がないことを確認すること。なお、引渡しまでに工事監理者の求めに応じて検査報告書を提出すること。また、病院職員に十分な説明と操作方法を指導するとともに、開院時までに市が行う訓練、教育、調整等の開院準備業務に協力すること。
- l 工事に関係して市が行う手続や検査に協力し、必要に応じて工事監理者の指示により必要な作業の協力及び労務の提供を行うこと。また、医療機器、実験機器等の引渡し前の事前搬入が必要な場合は、市に協力し必要な労務及び養生等を提供すること。
- m 本要求水準書及び実施設計図書に明記されていない事項であっても、外観納ま

り上、構造納まり上、設備納まり上、下地等、建物の運営上、又は使用上必要な工事については本工事とする。その場合、追加費用は認められない。

4 工事材料の品質及び検査等

- (1) 工事材料について設計図書にその品質が明示されていないものは、中等以上の品質を有するものとする。
- (2) 事業者は、設計図書において監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- (3) 市又は監督職員は、事業者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- (4) (2)の検査に直接必要な費用は、事業者の負担とする。
- (5) 事業者は、工事現場に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- (6) 事業者は、前項の規定にもかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

5 中間検査及び部分払出来高検査

- (1) 市は工事施工の途中において、工事の施工の状況等を確認する中間検査を行う。検査の対象は、免震装置、昇降機、キュービクル、非常用発電機、建具等、対象工程を市が事前に定め通知する。中間検査については契約図書によるものとし検査の方法は市の定めるところによる。
- (2) 事業者は部分払を請求する場合は、部分払に関する出来高検査を受検するものとする。出来高検査については契約図書によるものとし、検査の方法は市の定めるところによる。
- (3) 事業者は中間検査及び出来高検査受検に際し、統括代理人、現場代理人、監理技術者を同席させること。
- (4) 法的適合検査等
事業者は、病院の開院に向けて、事業者の負担により責任をもって本事業における必要な法的適合検査を受け、適法とさせること。

第6 工事監理業務に関する事項

1 業務の方針

本要求水準書等を十分理解・考察した上、工事施工者と第三者的な立場で工事監理業務を実施すること。

2 業務概要

(1) 工事監理業務

本事業整備対象施設の工事監理に関する標準業務（平成21年国土交通省告示第15号別添一第2項）を基本とすること。

3 業務の実施条件

- (1) 事業者は、「建築基準法」及び「建築士法」に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に市に工事の状況を報告すること。
- (2) 事業者は、市が要請したときは、書面等により工事・工事監理の事前説明及び事後報告を行うとともに、工事現場での説明を行うこと。
- (3) 工事監理者は、工事施工者と同一でも可とする。また、工事期間中は工事現場に常駐すること。
- (4) 事業者は、近隣対応や官公庁との協議等に関し、必要に応じて市や工事施工者と協力して速やかに対応すること。
- (5) 事業者は、施設の利用者等の安全が最優先であることを十分に認識し、工事施工者に対し工事現場の安全衛生管理について助言、確認を行うこと。
- (6) 事業者は、工事完成時には工事監理記録を整備して、現場で市の確認を受けること。

第7 成果物

1 設計業務に関する書類、成果物の提出

(1) 基本設計成果物

基本設計に係る成果物及び提出書類等は原則として以下によるものとし、その時期ごとに必ず提出すること。また、その他監督職員が求める書類等を提出すること。下記その他、基本設計完了時に概算工事費を算出する為に必要な図面は提出すること。

成果物	部数	備考
(1) 建築(意匠)		
・仕上げ概要表	1式	仕上げ仕様を特定できる内容
・面積表及び求積図	1式	
・敷地案内図	1式	
・配置図	1式	
・平面図(各階)	1式	機器・什器備品プロット含む
・断面図	1式	
・立面図	1式	
・仮設計画概要書	1式	
(2) 構造		
・構造計画説明書	1式	
・構造設計概要書	1式	仮定断面図・構造工法の説明
・ボーリング柱状図	1式	
・仮定部材リスト	1式	
・各種技術資料	1式	
(3) 設備		
() 電気設備		
・電気設備計画説明書	1式	
・電気設備設計概要書	1式	各室与条件表・系統図
・各種技術資料	1式	
() 給排水衛生設備	1式	
・給排水衛生設備計画説明書	1式	
・給排水衛生設備設計概要書	1式	各室与条件表・系統図
・各種技術資料	1式	
() 空調換気設備	1式	
・空調換気設備計画説明書	1式	
・空調換気設備設計概要書	1式	各室与条件表・系統図
・各種技術資料	1式	
() 昇降機等		
・昇降機等設備計画説明書	1式	
・昇降機等設備設計概要書	1式	
・各種技術資料	1式	
(4) その他成果物		
・イメージパース(外観・内観)	1式	10カット程度

・デザインコンセプトの策定	1式	家具・什器・サイン等仕様概要
・市、行政関係協議議事録	1式	
・顧客要求事項をまとめた書類	1式	議事録含む
・設計概要書	1式	
・概略工事工程表	1式	
・工事概算書	1式	工事費概算調書を添付
・テレビ受信障害対策に関する資料、報告書	1式	建物性能に関わる部分
・基本設計説明書	1式	
・基本設計概要書	1式	市民説明用資料
・工事区分表	1式	

その他

ア セルフモニタリング計画書・実施結果報告書を提出すること。

(2) 実施設計成果物

実施設計に係る成果物及び提出書類等は原則として以下によるものとし、その時期ごとに必ず提出すること。また、その他監督職員が求める書類等を提出すること。

成果物	部数	備考
(1) 建築(意匠)		
・建築物概要書	1式	
・特記仕様書	1式	仕上げ仕様を特定できる内容
・仕上表	1式	
・面積表及び求積図	1式	敷地及び建築物
・敷地案内図	1式	
・配置図	1式	機器・什器備品プロット含む
・平面図(各階)	1式	
・断面図	1式	
・立面図(各面)	1式	
・矩計図	1式	
・展開図	1式	
・天井伏図(各階)	1式	
・平面詳細図	1式	
・断面詳細図	1式	
・部分詳細図		
・建具表		
・外構図		
・日影図		
・工事ステップ図		
・各種計算書		
・工事費積算内訳明細書		
・確認申請図書		
(2) 構造		
・特記仕様書	1式	仮定断面図・構造工法の説明

・伏図（各階）	1式	
・軸組図	1式	
・部材断面図	1式	
・標準詳細図	1式	
・部分詳細図	1式	
・構造計算書		
・構造計算概要書		
・各種構造関係技術資料		
・構造計算データ		
・構造計算適合判定・大臣認定		
・構造関連各記録書		
・工事費積算内訳明細書		
・確認申請図書		
(3) 設備		
() 電気設備		
特記仕様書	1式	
敷地案内図	1式	
配置図	1式	
受変電設備図（高圧）	1式	
非常用発電機設備図	1式	
無停電電源設備図	1式	
直流電源設備図	1式	
電力監視設備図	1式	
幹線・動力設備図	1式	
電灯・コンセント・接地設備図	1式	
非常照明・誘導灯設備図		
雷保護設備図		
電話設備図		
情報設備図		
拡声設備図		
テレビ共同受信設備図		
電気時計設備図		
ナースコール設備図		
インターホン設備図		
外来呼出設備図		
監視カメラ設備図		
入退出管理設備図		
自動火災報知設備図		
音響・映像設備図		
身障者対応設備図		
駐車管制設備図		
構内配電線路図		

構内通信線路図		
・各種計算書		
・工事費積算内訳明細書		
・確認申請図書		
()給排水衛生設備	1式	
・給排水衛生設備設計図	1式	
特記仕様書	1式	各室与条件表・系統図
敷地案内図	1式	
配置図	1式	
機器表・器具表	1式	
衛生器具設備図		
給水設備図	1式	
排水設備図	1式	
給湯設備図	1式	
消火設備図		
ガス設備図	1式	建替計画に伴い必要な場合
屋外設備図	1式	
医療ガス設備図	1式	
特殊排水処理設備図		
・各種計算書		
・工事費積算内訳明細書		
・確認申請図書		
・各種技術資料	1式	
()空調換気設備	1式	
・空気調和設備設計図	1式	
特記仕様書	1式	各室与条件表・系統図
敷地案内図	1式	
配置図	1式	
機器表	1式	
空気調和設備図	1式	
換気設備図	1式	
自動制御設備図		
排煙設備図		
屋外設備図		
・各種計算書		
・工事費積算内訳明細書		
・確認申請図書		
()昇降機等		
昇降機等設備計画概要	1式	
昇降機等設備設計図	1式	
各種技術資料	1式	
(4) その他成果物		

・透視図	1式	10カット程度
・サイン計画図	1式	
・模型	1式	家具・什器・サイン等
・設計説明書	1式	
・省エネルギー関係計算書	1式	
・詳細工事工程表	1式	議事録含む
・リサイクル計画書		
・CASBEEに関する報告書		
・医療法許認可関連資料・書類等		
・関係法令等に関する申請書類		
・避難計画等検討資料		
・各種広報資料		
・各種調査報告書		
・建築関係法令調査書	1式	建築・設備含む
・エネルギー供給調査書	1式	
・景観条例に関する資料・報告書等	1式	
・市と指定管理者とのヒアリングに関する資料、議事	1式	工事費概算調書を添付
・各技術資料	1式	
・各記録書（打合せ議事録等）		
・監督職員及び市が要求する資料等		
・展示用模型	1式	1/300程度 アクリル樹脂、塗装有、クリアケース付、外構敷地付、市民公開用
(5) 建築積算		
f. 建築積算		
・建築工事積算数量算出書		
・建築工事積算数量調書		
・建築工事費積算内訳明細書		
g. 電気設備積算		
・電気設備工事積算数量算出書		
・電気設備工事積算数量調書		
・電気設備工事費積算内訳明細書		
h. 機械設備積算		
・機械設備工事積算数量算出書		
・機械設備工事積算数量調書		
・機械設備工事費積算内訳明細書		

その他

- ア 透視図作成（鳥瞰図、外観図、内観図）〔カラー、10カット、A3判とし、木製の額に収め、電子データを添付させる。詳細は別途指示する〕
- イ 模型製作〔300分の1程度とし、詳細は別途指示する〕
- ウ 模型の写真撮影

〔カラー、5カット、2L判の大きさとし、適宜アルバム等に収め電子データを添付する〕

- エ 確認申請図書には、関連する各種申請業務の書類等を含む。なお、確認申請図書の提出日は監督職員と協議の上決定すること。
- ・縮尺等については、監督職員と協議すること。
 - ・製本形態については、特記なき限りファイル綴じとする。
 - ・CADデータの保存形式は、DXF・DWG・JW-CADとする。また、レイヤー構成等は、業務着手時に監督職員と協議すること。(BIMデータを使用する場合は提出すること。)データはウイルスチェックを行うこと。
- オ 市が事業の進捗について情報公開を行う際には、イメージパース、模型写真、デザインコンセプトその他について提供を求める場合があるので、協力すること。
- カ セルフモニタリング計画書、実施結果報告書を提出すること。

2 施工業務に関する書類、成果物の提出

- (1) 建設工事に係る提出書類等は以下によるものとし、その時期ごとに必ず提出すること。また、その他監督職員及び工事監理者が求める書類等を提出すること。提出場所は、工事監理者の指定による。なお、書類の様式等は工事監理者の指示による。

書類等	様式	部数
a . 契約時・業務着手前		
・ 工事着手届	報告	2
・ 現場代理人等通知書 (現場代理人、監理技術者)	報告	2
・ 経歴書 (現場代理人、監理技術者)	報告	2
・ 社内組織表	報告	2
・ 電気保安技術者通知書	報告	2
・ 火災保険等加入状況報告書	報告	2
・ 施工工程表	承諾	2
建築・電気・機械等の関連工事工程を記載 セルフモニタリング実施計画を記載		
・ 総合施工計画書	報告	2
緊急連絡体制、仮設計画図等 工事概要、建物概要、予想される災害・公害対策、 出入口の管理、危険箇所の点検方法、火災予防、 養生・片付け、品質管理		
・ 周辺家屋調査報告書	報告	2

書類等	様式	部数
b . 施工中		
・ 下請負人通知書 / 下請負人一覧表	報告	2
・ 主要（資材・機材）発注先通知書 / 製作製造所及び発注先一覧表	報告	2
・ 工事材料搬入報告書	報告	2
・ 発生材報告書 / 発生材調書	報告	2
・ 工事報告書（月報）	報告	2
・ 主な工事記録	報告	2
・ 工事別工程及び出来高予定グラフ	報告	2
・ 工事出来高	報告	2
・ 工事進捗状況	報告	2
・ 工事進捗写真	報告	2
・ 月間工程表	報告	2
・ 週間工程表	報告	2
・ 定例打合せ記録	報告	2
・ 工種別施工計画書	報告	2
要技能資格作業は資格者名簿・資格者証を添付。 主要材料・機器の仕様・数量等を明記。		
・ 施工図等（施工図、製作図、カタログ等、電子データ） 提出時には事業者側のチェック図を添付すること。	報告	1
・ セルフモニタリング資料（途中報告書）	報告	2
・ 現場休止届（年末年始・大型連休・夏季等） 安全管理措置、警備体制、緊急連絡先を記載。	報告	2
・ 関係官公署その他の関係機関への届出等	報告	1
・ 内外装仕上材サンプル貼付けボード（合板又はスチレンボード）	承諾	1
・ 工事 P R 看板、完成予想図看板		
c . 検査時		
・ 検査結果報告書（試験成績報告書）	報告	2
・ 初期・中間・完成自主検査報告書	報告	2
・ 初期・中間・完成検査検査指摘事項手直し完了報告書	報告	2
・ 完成検査指摘事項手直し完了報告書	報告	2
・ 工事既済部分検査願	承諾	2
・ 既済部分工事費内訳明細書	承諾	2

完成図書	製本形態	部数
d . 完成時		
・ 完成届、引渡書	A 4 版クリア	3
・ 覚書（念書） 付属書（未完工事リスト）	ファイル	
・ 工事完成後の責任者届		
・ 工事完了引渡証明書（登記事項関係証書）		
・ 完成図書引渡書		
・ 官公署等届出・許可・検査済書類一覧表		
・ 施工関係者連絡先一覧表		
・ 工事関係者一覧表		
・ 主要仕上げ材料一覧表		
・ 主要（資材・機材）一覧表		
・ 備品明細書		
・ 保証書（事業者、製造業者及び施工業者の連名）		
・ 予備品等引渡通知書（リスト共）		
・ 保全に関する資料	ファイル	3
建物等の保守に関する説明書	ファイル	3
機器取扱説明書	ファイル等	適宜
機器性能試験成績書	ファイル	3
・ キーボックス	鍵箱	適宜
・ セルフモニタリング資料（報告書）	ファイル	3
・ 最終工事費内訳明細書	ファイル	3
・ テレビ受信障害対策報告書	ファイル	3
・ 周辺家屋調査報告書	ファイル	3
・ 工事記録写真（建築工事写真撮影基準に準拠）	写真帳、電子	1
	データ	1
・ 完成写真（工事監理者の指定する様式による）	写真帳	1
2 L サイズ・指定クリアファイル（主要図入り）	電子データ	4
航空写真、外観写真、内観写真全 3 0 0 カット程度		
・ 完成図（竣工原図）	バラ	1
・ 完成図（金文字製本）	二つ折	1
総合図、天井伏図、防火区画図を含む	A 4 折	4
保存形式及びレイヤー構成等は、工事監理者と協議	フィルム	2
・ 完成図（PDF 又は TIFF 形式）		
・ その他、監督職員及び工事監理者が要求する資料		

・ C A D データの保存形式は、D X F ・ D W G ・ J W - C A D とする。また、レイヤー構成等は、業務着手時に工事監理者と協議すること。（B I M データも提出すること。）

(2) その他

- ・市が事業の進捗について情報公開を行う際には、現場の進捗を撮影した写真、航空写真、外観写真、内観写真、イメージパース、デザインコンセプトその他について提供を求める場合があるので、協力すること。
- ・セルフモニタリング計画書、実施結果報告書を提出すること。

第3章 要求水準

第1 共通

1 要求水準書の取り扱い

本事業の要求水準は本書に示す。ただし本書に記載されていない事項については、基本計画書及び参考資料に示すところによること。

2 概要

市立川西病院は昭和58年より川西市東畦野の地で「安全・安心で良質な医療を提供します」という基本理念のもと、診療を続けてきました。

将来にわたっても、市民の命と健康を守り、安心で安全な医療を提供していくためには、小児・周産期・救急などの政策医療や高度な医療を担う公立病院を存続しなければなりません。そのためには、病院施設の老朽化、病院の立地、経営上の課題に対応した取り組みを行う必要があります。そこで、市は市民が安心して暮らせる医療体制を整備するため、(仮称)川西市立総合医療センター基本構想を策定し、移転建替え事業を検討してきました。

(1) 基本理念

「市民が安心・信頼できる病院」

(2) 基本方針

- ア 地域の医療機関と連携し、市の基幹病院の役割として地域包括ケアシステムの構築を進めます
- イ がん診療の充実を図ります
- ウ 救急医療の充実を図ります
- エ 小児・周産期医療を推進します
- オ 病室の全室個室化に取り組み、療養環境の向上を図ります
- カ 北部診療所を整備し、本院との連携のもと、必要な医療を提供します

第2 敷地の計画条件

1 敷地概要

(1) 建設場所

阪神間都市計画事業中央北地区特定土地地区画整理事業地内(9街区2-1、9街区2-2、9街区3-1、9街区3-2-1、9街区3-2-2、廃道地)。「参考資料3 敷地説明図」を参照すること。

(2) 敷地面積

11,942.49㎡(廃道前は11,252.49㎡)

(3) 法的規制等

ア 用途地域等	近隣商業地域 / 第2種住居地域
イ 防火地域	指定なし(法22条地域)
ウ その他の地域地区	地区計画あり(中央地区地区計画)
エ 指定容積率	300% / 300%
オ 建築物の建ぺい率	80% / 60%
カ 高さ制限	道路斜線 1.5L(20m)、隣地斜線 31m+2.5L / 道路斜線 1.25L(25m)、隣地斜線 20m+1.25L 日影規制 5時間/3時間 測定高さ 4m(近隣商業地域はなし)
キ 道路	北西側: 火打滝山線 幅員 12m 東・西・南側: 区画道路 幅員 10m

2 周辺インフラ整備状況

敷地周辺のインフラ整備状況は「参考資料7 インフラ現況図(上下水)」に示す。

事業者は実施設計及び施工に際して、関係事業者と十分に協議を行うこと。

3 敷地及び地盤状況

(1) 敷地状況

本敷地の範囲は、第2.1による。「参考資料3 敷地説明図」「参考資料5 測量結果報告書」を参照すること。

尚、上記の情報以外に測量が必要な場合においては、事業者の負担で行うこと。

(2) 地盤状況

本敷地の地盤状況は、第2章第2.2.(1)による。ただし、設計において、事業者が判断できない場合は、必要に応じて自ら調査等を行うこと。

(3) 敷地現況

本敷地は、更地である。

現状、敷地には該当敷地の盛土材(約1,300m³)として残土が置かれている。施工上、利用するか処分を行うこと。尚、残土は汚染土ではないが、盛土などに使うには、ふるいにかけてガラなどと分ける必要がある。

第3 施設に関する要求水準

1 本整備の概要

市の中心部であるキセラ川西内に新病院「(仮称)川西市立総合医療センターキセラ川西センター」として移転整備する。

2 整備する機能

(ア) 部門

病棟部門、外来部門、PFM(患者支援センター)部門、救急部門、手術部門、中央材料部門、薬剤部門、放射線部門、検査部門、病理部門、ME部門、内視鏡部門、リハ

ビリテーション部門、栄養部門、管理部門、医療情報部門

(イ) 診療科目

28 診療科

(内科、総合診療科、循環器内科、腎臓内科、消化器内科、呼吸器内科、糖尿病・内分泌内科、血液内科、外科、呼吸器外科、乳腺外科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科、リハビリテーション科、皮膚科、形成外科、神経内科、精神科、脳神経外科、麻酔科、産婦人科、小児科、泌尿器科、緩和ケア科、放射線科、病理診断科、救急科)

12 センター

(循環器センター、消化器センター、脳卒中センター、周産期センター、乳腺センター、糖尿病・生活習慣病センター、腎センター、救急センター、オンコロジーセンター(仮称)、内視鏡センター、リハビリテーションセンター、患者支援センター)

(ウ) 病床数

一般病床 400 床

内、急性期一般入院基本料の病床 377 床(全個室)、ハイケアユニット入院医療管理料(HCU) 20 床、脳卒中ケアユニット入院医療管理料(SCU) 3 床

一日あたり入院患者数：約 370 人/日

想定病床稼働率：93%

(エ) 病棟構成

病棟構成は基本計画書に示すところによること。ただし、医療環境等の変化により変更の必要が生じたときは市から指示する。

(オ) その他

エネルギーサービス事業は採用しない。

3 施設規模

ア 全体計画

(ア) 延床面積

a 病院本体約 35,000 m²を想定している。

(イ) 駐車台数

a 敷地内に自走式駐車場(サービス駐車場 10 台、身体障がい者用駐車場で 3 台、救急車 3 台、患者搬送用車両車庫 1 台)を整備すること。

b 敷地外においてキセラ川西地内の各駐車場(約 1,200 台)を他施設利用者と相互利用をすることを想定すること。キセラ川西プラザと今年開業予定の大規模集客施設それぞれの稼働状況も踏まえ、今後具体的な駐車スペースを検討する。

(ウ) 駐輪台数

a バイク置き場兼用で患者 100 台、職員 200 台(共に屋根付)とすること。

(エ) 土地利用計画

- a 敷地内に北部診療所行シャトルバス(全長7m、車幅2.1m、車高2.8m)乗り場を設置すること。
- b タクシー乗り場(2~3台程度の待機場所を含む)を計画すること。
- c 液酸タンクを設置し、サービス車両の動線に配慮すること。

イ 建築計画

(ア) アプローチ計画

- a 北西側道路からのアクセスはシャトルバス、救急車の左折進入のみ可とすること。
- b 構内の駐車場入口からエントランス車寄せまでに、待機スペースを設ける等、周辺道路における車待ちが発生しないように配慮すること。
- c 構内の車路は可能な限り、車両の交錯がないように配慮すること。
- d 構内は車椅子の通行に支障がないように配慮するとともに、視覚障がい者用誘導ブロックを設ける等、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるよう配慮すること。
- e サービス車両のアプローチは施設利用者の車両のルートとは分離すること。
- f エントランスの前には3台以上の車両が停止できる車寄せを設け雨に濡れず出入りできるようにすること。
- g 身体障がい者用駐車場は主玄関付近に設け雨に濡れず出入りできるようにすること。
- h シャトルバス停留所・タクシー乗り場には屋根とベンチを設置すること。
- i 構内は歩道を明確に分離し、歩行者の安全を確保し、各施設への歩道については、できる限り勾配がないようにすること。
- j キセラ川西地内の各駐車場のうち、キセラ川西プラザ西側駐車場をメイン駐車場と想定したアプローチ計画とすること。
 - ・キセラ川西プラザ西側駐車場
 - 駐車可能台数：220台
 - 料金精算方式：ゲート方式(使用料金は条例による)
- k 県道川西篠山線からのアクセス道路となる市道1313号の道路拡幅工事及び県道交差点への信号機設置等を行う予定であることから、一般車の動線として考えること。

(イ) ゾーニング計画

- a 機能的で明快なゾーニングとすること。
- b 日照や眺望に配慮すること。
- c 近隣の環境、日影等に配慮すること。
- d エントランスは外部からの認識のしやすさに配慮した計画とすること。

(ウ) 動線計画

- a 患者動線、スタッフ動線及び物流動線は明確にし、できる限り交錯しないように配慮し、機能性及び安全性を考慮した動線計画とすること。
- b 部門の上下の位置関係にも配慮した計画とすること。

- c 外来患者が利用する機能が2層に分かれる場合は、各階を結ぶエスカレーター（上り及び下り）を設置すること。なお、エスカレーターは高齢者の患者の利用に支障がない運行速度を設定すること。また、別途エレベーター（外来専用の必要はない）を設置し、車椅子等の患者の移動にも考慮すること。
- d 入院患者と外来患者の動線はできる限り交錯しないように配慮すること。

(エ) 浸水対策

- a 集中豪雨時対策、浸水対策等については、病院の機能維持に影響がないように仕様、工法、工期等において十分配慮すること。
- b 洪水・浸水対策として、敷地と道路が接する部分の中で最も低い部分から高さ1.5mの水位を想定した防潮板等の設置をし、1階の各種出入口や外壁・建具については、その水位を想定し浸水に耐えられる仕様とすること。

(オ) 仕上げについて

- a 共通要件
 - ・仕上げについては、施設の利用者等の安全性に配慮するとともに、以下の点に留意すること。
 - ・屋根工事・防水工事・外装工事・特殊内装工事・植栽工事については責任施工とし、請負者と施工者及び材料製造所の連名保証が可能な材料・工法とすること。
 - ・シックハウス対策として揮発性有機化合物を含まない材料（JIS・JAS規格の「F（エフォースター）」）を採用すること。
 - ・ベッドやカート等の移動の際、出隅や腰壁・巾木及び扉等に損傷を与えないよう院内の各部門の特性に応じた保護対策を行うこと。
 - ・仕上げ材料は、防塵性やメンテナンス性等の機能性及び安全性に配慮して選定すること。
 - ・病室については内装工事施工前にモックアップを作成し、市及び指定管理者とレイアウト等について協議すること。なお、モックアップは本設とは兼用しないこと。
 - ・インテリアは画一的とならないように配慮すること。また、待合ホール等については、癒しの空間を演出するよう工夫すること。
 - ・施設利用者が利用するスペースは自然光を利用した明るく落ち着いた空間となるように工夫し、音や風の流れにも配慮すること。
 - ・病院として清潔感のある色彩及びデザインとすること。また、病棟、外来、診療その他各諸室の内装については、その用途、特性等を考慮した仕上げとすること。
 - ・感染防止に配慮し、埃等が溜まりにくく、かつ清掃しやすいものとする。
 - ・診察室や相談室等のプライバシー性の高い部屋、病室等の居住性に配慮する部屋、講堂・会議室・カンファレンス室等の多人数で使用する部屋、放射線撮影室等特別な遮蔽性能が求められる部屋、機械室等騒音の発生する部屋は、求められる性能や用途に応じ、遮音・吸音に配慮した仕様とし、また放射線

等シールド仕様とすること。

- ・敷地の周辺環境に配慮し、断熱性能、遮音性能等に配慮すること。
- ・鳥害に配慮した施設計画とすること。
- ・公共建築物における木材の利用の促進に関する法律に則り、木材を利用すること。

b 床

- ・原則段差を設けないこと。
- ・多数の施設利用者等が往来するエントランスや廊下等については、滑りにくくかつ乾きやすい素材を使用するとともに、床材と壁材の取合い部分にゴミや埃が滞留しないよう配慮すること。
- ・床材は、使用用途に配慮し、必要に応じクッション性、耐摩耗性、耐薬品性、耐動荷重性、抗菌性等とすること。
- ・汚れや清掃、感染等に配慮し、メンテナンス性能の優れた仕上材とすること。
- ・サーバー室、放射線部門の中央操作ホール、コンピュータ等の電子機器を複数台使用する受付や事務作業等を行う室、検体検査室、薬剤部門、外来部門（眼科）等の多数の検査機械を設置する室の床はフリーアクセスフロア又は置床とすること。

c 壁

- ・建築物の外壁は、防汚機能を持つ仕上げ等、汚れにくくかつ汚れが落ちやすいもので、長く美観を保つことができるような素材を使用すること。
- ・内装壁は清掃しやすく防汚性の高い材料を使用すること。
- ・壁面には安全性や衛生管理の観点から、極力壁面に突部となるものを設けないようにすること。
- ・消火器設置に際しては、スタンドタイプではなく壁埋め込みタイプとする。病室等の入り口前に設置する衛生用品（マスク、手袋等）が、壁仕上げ面から突出しないよう設置部分はアルコーブ形状にする。その他これらに類するものについても配慮すること。

d 天井

- ・天井については、将来の変更を考慮した仕様（天井ふところの高さを配慮する等）とすること。
- ・材料の模様により患者がせん妄を起こす恐れのある室には、岩綿吸音板や化粧石膏ボード等の材料は使用しないこと。
- ・病室や複数の処置ベッド等を設置する処置室、外来化学療法室、その他のベッド間等にはカーテンレールを設置すること。
- ・病室や更衣室、診察室、処置室、内診室等の入り口部分にはカーテンレールを設置すること。

e 窓

- ・患者利用部分の外壁窓は、患者の飛び出し防止や物品等の落下防止に配慮すること。

- ・全ての開閉式外壁窓には、網戸を設置すること。
- ・断熱性能、遮音性能等、機能性を考慮したものとすること。
- ・外部に面する窓には、室の機能及び用途を考慮しカーテンを設置できるようにすること。また、カーテンレールはW型とし、ボックスは天井埋込型とすること。
- ・外部から、もしくは院内どうしにおける各室内・患者の足元等の見え掛かりに配慮し、その恐れがある箇所の窓・ガラスには、視線を遮断する材料・設備を設置すること。

f 扉

- ・患者が使用する扉は原則引き戸とし患者の使用に適した重量とすること。使用用途等を考慮し、必要に応じて自動扉とすること。引き戸の付近には手摺を設置するよう努めること。
- ・患者以外が使用する扉でも、手術室等、その部屋の用途や特性に合わせて引き戸とし、適宜自動扉とすること。また感知方式もその部屋や用途に合わせてすること。
- ・扉の巾は、患者が使用する扉は原則車椅子での使用が可能な幅とすること。また、ベッドやストレッチャーが通過する扉は各々に対応した扉巾とすること。なお、入院患者の搬送はベッド搬送とすること。
- ・病室の扉は、引き戸とし、車椅子使用者の出入り及びベッドの搬出入に支障のない幅とすること。
- ・扉には、開閉時の安全、室の使用確認、観察対応及びその部屋の特性に応じ、適宜額縁を設け、ガラスも透明・型板ガラス等とすること。
- ・患者の転倒やけが及び扉の開閉時の指詰め等を防止するように工夫すること。
- ・扉は、原則としてストッパー付とすること。
- ・引き戸は原則として戸袋を隠ぺい式とする。ただし、厨房や手術部門などの埃等に特に注意が必要な諸室についてはこの限りではない。
- ・扉はその軌道を考慮し、取り付け位置等は開閉に支障のないものとすること。
- ・扉は、耐久性を考慮した機構のものとする。

g トイレ、洗面・洗濯室

- ・便器や洗面器等の排水管は、物詰めに対して容易に修復できるような構造とすること。
- ・外来部門エリアのトイレは、外来部門設置階の各階に、多目的トイレを男女それぞれ1ヶ所以上設け、ベビーシート・ベビーチェア等を設置すること。
- ・フロアに1ヶ所以上オストメイト対応の個室を設けること。

(カ) 外構計画

- a 構内歩道の床面については、滑りにくい材料を選定する等、患者の転倒防止に配慮すること。
- b 敷地内に国旗等を掲揚する旗竿を3本設置すること。
- c 周辺に配慮した緑化計画とし、可能な限り緑化に努めること。植栽帯・緑地等

には適宜散水設備を設けること。将来のメンテナンス性を考慮すること。

- d 構内道路の幅員及び構造等については、車両の通行及び病院内の環境に配慮した仕様とすること。また、施設の利用者が安全に移動できるよう、歩道と車道を分離し、夜間の使用に適した数の外灯を設置すること。
- e 隣地境界沿いには囲障を設けること。景観及び周辺の環境に配慮した構造とすること。
- f 道路境界沿いには、景観に配慮し植栽や花壇等を設けること。
- g 廃道予定地の敷地管理、既存撤去と整備についても、本事業内で事業者が計画し施工を行うこと。(埋設されている汚水本管の撤去工事を含む)

(キ) 駐車場・駐輪場計画

- a 駐車場は、原則として平置き駐車場とする。駐車場については周辺の環境に配慮したものとする。また、駐車場から風除室まではできる限り勾配がないようにし、利用者ができる限り雨に濡れないよう屋根を設ける等の工夫をすること。
- b 身体障がい者用駐車場からエントランスまでのアプローチには、屋根を設けること。
- c 駐輪場は平置きを原則とするが、使用者に応じて2段駐輪場とすることもできる。

(ク) サイン計画

- a サイン計画は施設利用者に分かりやすいものとする。また、文字の大きさ等については小児、高齢者及び視覚障がい者等にも配慮した計画とすること。
- b 施設内部、外部、外構ともに統一性を図ること。
- c 案内表示は患者の流れをよく理解し、目的の諸室に正確かつ容易に行くことができるように配慮すること。
- d できる限り国際ピクトグラムを使用すること。
- e 外部及び内部の患者が利用する主要な場所は、日本語及び英語にて表記すること。なお、国際ピクトグラムで対応できる部屋はこの限りではない。
- f 敷地内への出入口付近に敷地全体の案内図を設置し、待合ホールに病院全体の案内図及び診療担当医師一覧表、診療報酬上の施設基準等の一覧表を設置すること。
- g 建築物の壁面に設置する等、敷地外からも施設の名称が分かるようなサインを設置し、サインによって、施設利用者がけが等をしないよう安全性に配慮すること。また、夜間の視認性や見え方に配慮すること。
- h 外来部門の担当医表等、変更頻度の高いサインについては、表示面の変更が手軽にできるものとする。
- i 患者が利用する部門及び医局前の廊下には、掲示板を設け、病院からのお知らせや各種ポスターが貼れるようにすること。
- j 屋外の施設名称サイン、案内板、誘導板及び掲示板等は、「兵庫県屋外広告物条例」を遵守すること。

(ケ) その他

- a 機械室や各種シャフトに設ける点検口は、共用廊下に面して設け、日常的な点検にも配慮した位置に設けること。
- b 屋上等の外部空間への出入口は、共用廊下に面して設け、日常的な点検にも配慮すること。
- c 各種点検口（天井点検口も含む）や点検のためのスペース・通路等は、必要箇所に適切に設け、点検が容易となるよう配慮すること。
- d 屋外でのリハビリテーション実施を想定し、リハビリテーション部門からの動線に配慮した位置に屋外庭園を確保すること。
- e 出入口には冬の寒風対策を行うこと。
- f 夏期・冬期の結露対策を行うこと。

ウ 構造計画

(ア) 基本方針

- a 災害発生時において、病院として求められる医療機能を十分に発揮できる構造計画とすること。
- b 極めて稀に発生する地震が起きた場合にも、地震直後から補修することなく建物を使用でき、地震動時にも機能が停止しない構造計画とすること。
- c 災害発生時においては、施設の利用者及びスタッフ等の安全並びに病院機能の確保のほか、収容物の保全が図れる構造とすること。

(イ) 構造方式

- a 構造種別は、提案によるものとする。
- b 免震構造とすること。

(ウ) 耐震設計要求性能

- a 計画建物の耐震安全性の目標は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年版）」に従い、構造体は 類相当とする。建築非構造部材はA類、建築設備については甲類とすること。
- b 上部構造及び基礎構造は、極めて稀に発生する地震動において、上部構造・下部構造共に短期許容応力度以下とすること。
- c 極めて稀に発生する地震動において、建物の各階（搭屋、機械室等を除く）に生じる床応答加速度は、診療階で2.50 cm/S²以下、病床階で3.00 cm/S²とすること。
- d 大地震後想定される建物の状態（損傷や変形量）を明確にするとともに、建物及び免震装置の維持管理計画を策定すること。維持管理計画策定においては免震装置の交換について考慮すること。
- e 構造体は、医療行為及び居住性に配慮し、常時の歩行、機械等の運転及び稀に発生する風に対して過大な変形や振動が生じないようにすること。
- f 極めて稀に発生する風に対しては、構造体に生じる応力及び繰り返しの振動に対しても病院機能に支障が生じない構造とすること。

- g 免震材料の選定は提案によるものとする。
- h 建設地における地震環境を把握し、既往波、告示波に対して時刻歴応答解析により安全性を確認すること。
- i 免震建物について、性能評価を受け、国土交通大臣認定を取得すること。
- j 敷地条件等の構造設計上の諸条件を判断した結果、告示免震に適合する方法で構造設計をおこなうことが可能であると事業者において判断できれば、hおよびiによる方法によらず、構造計算適合性判定による審査手続きによることも可能とすること。

(エ) 基礎構造

- a 基礎構造の計画は、敷地内における既往のボーリングデータを参照に、必要な地質調査を事業者が行った上で行うこと。
- b 免震構造建物を設計するために必要な詳細地質調査については、事業者の負担により、設計期間中に地質調査（各種調査、P S 検層、常時微動測定等含む）を実施したうえで、基礎構造を決定すること。
- c 地震時における液状化の発生の可能性及びその程度を判定し、液状化の恐れがある場合には、その影響を適切に考慮すること。
- d 基礎構造は良質な地盤に支持させることとし、不同沈下等により建築物に有害な支障を与えることなく、上部構造を安全に支持し経済性・施工性を配慮した基礎形式及び工法を選定すること。
- e 地震時の検討においては、建物の慣性力による応力に加え、地盤の変形による影響に対して十分安全な構造とし、極めて稀に発生する地震動においては、鉛直荷重を安全に支持し、上部構造に有害な影響を与えないものとする。

(オ) 建築非構造部材の耐震安全性

- a 極めて稀に発生する地震動においても、外装材、内装材、建具等の脱落及び破損が生じないように配慮し、家具等の什器備品の転倒防止にも配慮した計画とすること。

(カ) 建築設備の耐震安全性

- a 設備機器、配管等は大地震時の水平方向及び鉛直方向の地震力に対し、移動、転倒、破損、落下が生じないように固定する等対策を講じること。
- b 配管等については、大地震時の構造体の変形及び地盤との相対変位に追従するとともに所要の機能を確保すること。

エ 設備計画の基本方針

(ア) 地球温暖化防止等環境負荷への低減

- a ライフサイクルCO₂（LCCO₂）低減を図ること。
- b 太陽光発電、太陽熱利用、井水、雨水利用及び排熱利用等自然エネルギーについては、コスト上のメリット・デメリットや啓蒙としての必要性等を総合的に判断して行うこと。
- c 資源の有効利用を図ること。
- d 熱負荷低減を図ること。

e 使用する資機材はエコケーブル等の再生材料を可能な限り使用すること。

(イ) ライフサイクルコストの低減

a ライフサイクルコスト（LCC）の観点からのコスト縮減を図ること。

b 維持管理の容易なシステム計画とすること。

c 使用機器・配管材料は、長寿命のものを使用すること。

(ウ) 災害時における機能維持確保

a ライフライン（電力、上水、下水、医療ガス等）遮断時は、復旧までの相当期間（3日以上）の機能維持を確保すること。

b 落雷、浸水、豪雨等自然災害からの被害防止対策を行うこと。

c 設備の破損による水損等二次災害を防止すること。

d 中央監視室は災害時においても安全性、機能維持が確保できる場所に計画すること。

e 洪水浸水対策として、水位1.5mの高さを想定した計画とすること。

(エ) 病院の変化に対応できるフレキシブル性の確保

a 将来の主幹配管、ダクト、配線類の増設等が可能な更新性を確保した建築計画とすること。

b 将来の変化に可能な限り対応できる計画とすること。

オ 電気設備計画

設備項目

次の各設備項目及びその他必要な設備を整備すること。

a 受変電設備

b 発電機設備

c 直流電源設備

d 無停電電源設備

e 幹線動力設備

f 医療用接地設備

g 電灯設備

h コンセント設備

i 電話通信設備

j 情報用配管設備

k 時計設備

l 拡声設備

m テレビ共同受信設備

n ナースコール設備

o 呼出設備

p インターホン設備

q 監視カメラ設備

r セキュリティ設備

s 視聴覚設備

- t 音声案内設備
- u 防災設備
- v 雷保護設備
- w 駐車場管制設備
- x その他

(イ) 各設備項目

a 受変電設備

- ・受変電設備は、屋内キュービクル型とし、信頼性、保守管理、拡張性等を充分に考慮し更新工事が容易な計画とすること。
- ・変圧器は新トップランナーJISC 4 3 0 4 - 2 0 1 3 に準拠したモールドトランスとすること。
- ・受変電設備は、常用・非常用の2系統に盤区分けし、低圧バイパス回路等でメンテナンス時の相互バックアップが可能な構成とし、施設運用や医療行為の継続を可能とする設備構成とすること。また、電気設備の絶縁状態を活線状態で監視することが出来る装置を導入すること。
- ・受変電設備室の配置とゾーニングを適正に行うこと。
- ・電源系統の異常時に備え、エレベーター用電源、給排水ポンプ用電源、医療ガス電源等に、電源車又は仮設発電機による電力供給を視野に入れたシステムを検討すること。
- ・電力需給用計器用変成器は2台構成とすること。
- ・力率改善や高調波抑制に留意すること。

b 発電機設備

- ・原動機はディーゼル式（空冷式又はラジエター冷却方式）又はタービン式とすること。
- ・連続運転時間は72時間以上とすること。
- ・発電機の容量は、「消防法」及び「建築基準法」に基づいた負荷及び医療上、病院運営上重要な負荷に供給するものとすること。
- ・発電設備の故障、メンテナンス及び機器更新時においても電力供給維持が可能なように、複数台構成等を検討すること。
- ・対象となる負荷は、官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説に規定する「甲類」に準ずる他、下記に示すとおりとすること。
 - 「消防法」及び「建築基準法」に規定する非常用電源が必要な負荷
 - 病院運営上必要な負荷
- ・エレベーター用電源（寝台用、救急用、給食用等）
- ・厨房用電源（冷蔵庫、冷凍庫他最低限食事を供給するのに必要なもの）
- ・医療用、事務用等のコンピュータネットワーク、HUB、アクセスポイント電源等
- ・検査機器、薬品保管用冷蔵庫設置場所等、停電時においても医療機能上必要な電源等

- ・災害対応時の放射線機器（CT装置1台、一般撮影装置1台、MRI1台、血管造影撮影装置1台を想定する）
- ・手術室、救急部門及びHCU、各病棟の重症個室・観察室、周産期部門のLD室・新生児室、放射線部門の各CPU室・操作室、MRI室、血管撮影室、サーバー室等の空調換気設備
- ・給排水ポンプ、排水処理施設
- ・医療ガス供給関連機器
- ・監視設備
- ・通信設備
- ・災害対策用電源

保安上必要な負荷（非常用発電機供給負荷一覧表参照）

非常用発電機供給負荷一覧表（電灯コンセント負荷）

部門名	部屋名	照明負荷（％）	コンセント負荷（％）
外来部門、救急部門、手術部門	診察室	50	1個/室以上
	処置室等	50	50
	初療室	50	100
	待合、廊下等	10（救急部門は50）	10（救急部門は50）
検査部門、放射線検査部門、内視鏡部門、病理部門	放射線関係諸室	20	1個/室以上
	検査室	50	50
	待合、廊下等	20	1個/15～20m
管理部門、中央監視室	事務室	30	30
	廊下	10	1個/15～20m
	災害対策室：会議室大	50	50
	講堂	50	50
	PFM部門	30	30
	倉庫	10	10
	中央監視室	50	70
サービス・供給部門	薬剤部門・栄養課部門	50	50
	電気室、熱源機械室	20	20
	廊下	10	1個/15～20m
	MEセンター部門	30	30
	中央材料部門	50	50
病棟部門	一般病室	20	1個/床以上
	HCU SCU	50	2個/床以上
	スタッフステーション	50	70
	廊下	20	1個/15～20m
パブリックスペース	待合ホール	20	1個/100m ²

	共用トイレ	0 (ただし停電時利用想定トイレは100)	不要(ただし自動水栓用は必要)
--	-------	-----------------------	-----------------

注：灯数が1以下の場合は1とすること。

c 直流電源設備

- ・蓄電池はメンテナンス及び寿命を考慮したものとする。
- ・直流電源設備は電圧降下を考慮し、適切に設置すること。

d 無停電電源設備

- ・無停電電源を使用する医用室はJIST 1022 病院電気設備の安全基準記載の諸室(「必要に応じて設ける」を含む)とすること。
- ・患者の生命維持に関連する精密医療機器に対して、安定した質の良い無停電電源設備を設置すること。その無停電電源設備は別の用途に兼用しないこと。
- ・医療機器用無停電電源装置の停電補償時間は医療機能を維持するために必要な時間とすること。また、高度医療、急性期医療を提供するため、十分な容量を確保すること。
- ・情報系無停電電源装置は別途工事とすること。

e 幹線動力設備

- ・医療上、病院運営上重要な負荷の幹線は耐震性を考慮するとともに、保守等においてバックアップが可能な構成とすること。
- ・負荷の種別に対応した系統で構成すること。
- ・医療負荷は電源トリップ警報を可能とし、医療機器の用途に応じた電源・電圧を設計すること。
- ・電磁接触器等をはじめ、全ての機器は、瞬時電圧低下発生時にも、支障なく設備運用が続行されるものとする。
- ・医療機能を保持したまま、幹線設備を更新していけるよう、系統、EPS配置、EPSスペース、区画貫通方式等を考慮すること。
- ・使用するケーブル類はエコケーブルとすること(他設備についても同様)。

f 医用接地設備

- ・JIST 1022 病院電気設備の安全基準及び電気設備技術基準に準拠すること。

g 電灯設備

- ・照明器具については、LED等、省エネ性に優れた器具を主体とするとともに、色温度及び平均演色評価数についても配慮すること。
- ・必要照度はJIS照度基準に準拠することとし、目標値は基準範囲の中位以上とすること。
- ・建築意匠との調和及び、サイン計画と整合性の取れた照明計画を行うこと。
- ・器種については、省エネルギータイプを原則として採用すること。また、「消防法」及び「建築基準法」に基づき、誘導灯・階段通路誘導灯(非常照明器具兼用型)はLED電池内蔵型、非常照明器具は電池別置型の器具を設置す

ること。非常照明はLEDを主体として提案すること。

- ・誘導灯は必要に応じ誘導音声付加点点滅型の導入をすること。
- ・点灯、消灯システムは遠隔操作（パブリックスペース等）自動点灯、消灯（スタッフ廊下、階段、トイレ、洗面所等）及び点灯区分の省エネ及び院内感染防止を考慮した方式とすること。
- ・手術室、眼科診察室、暗室、血管撮影室、超音波検査室、生理機能検査関連諸室、放射線部門・内視鏡部門の諸室、モニターを設置する諸室等、診療・治療上必要となる場所には、調光設備を設けること。
- ・病室については病室入り口及びベッド周辺との三路スイッチとすること。
- ・天井照明等が直接視線に入りにくいよう配慮し並びに器具仕様を考慮すること。また、夜間のベッド足元廻りの照明、読書灯、処置灯等を設置すること。
- ・廊下、ホールには常夜灯を設置すること。
- ・患者が横になる病室、診察室、各種検査室等の照明器具は、直接光源が目に入らないような配置並びに器具仕様とすること。
- ・屋外には、適宜外灯を設置すること。

h コンセント設備

- ・コンセントの取り付け位置、形式、数量・容量については、その部屋の用途や目的に応じ設置すること。
- ・使用する医療機器、備品、医療情報システム等に対応した十分な量の電源を確保すること。
- ・非常用発電機系電源を使用する医用室は JIST 1 0 2 2 記載の諸室（「必要に応じて設ける」を含む）医療上、病院運営上必要な諸室とすること。
- ・その他、医用室のコンセント設備は、JIST 1 0 2 2 病院電気設備の安全基準に準拠した計画とすること。
- ・必要に応じ、電流計又は警報装置を設けること。

i 電話通信設備

- ・引込みは2ルートとすること。
- ・電話設備の配線方式は、E P S 内及び主要ルートは、ケーブル方式を基本とし、それ以降は配線方式とすること。E P S にはネットワーク用のラック（19インチ42V）が1本設置可能なスペース及び設備を準備すること。メンテナンススペースも考慮すること。
- ・電話システムは、中継台交換方式とし、必要に応じてダイヤルインにも対応できるものとする。
- ・公衆電話の設置を想定し、配管設備を設けること。
- ・電話交換機とナースコール設備及びスマートフォンとの連動を可能なものとする。
- ・内線子機はスマートフォンにも連動可能なものとする。
- ・スマートフォン子機の台数は内線子機及びナースコール設備用として必要台数を見込むこと。

- ・防災通信システムの設置に伴う配線経路及び電源を計画すること。
- ・高速衛星通信設備の設置を計画すること。(医事事務室、医事エリア会議室等)
- ・固定電話約300台、スマートフォン約300台を用意すること。
- ・スマートフォンの仕様は下によること。

院内通話はFMCを想定すること。音声通話のバックアップとしてWi-Fiの利用を想定し、Wi-Fi接続に配慮したものとすること。

スマートフォンはApple,incのiPhone8を想定し、容量は最小のものとする。

モバイルデバイスマネジメントソフトウェア(MDM)を購入すること。

j 情報用配管設備

以下に示す用途の配線用の情報用配管・ケーブルラック等を設けること。

- ・電子カルテシステムを中心とした病院情報システムに関する病院運営上必要な各室とサーバー室間のLAN配線用。
- ・病院運営上必要な各室(病院職員が執務を行う部屋)とサーバー室間のインターネット用のLAN配線用。
- ・患者の療養環境向上を目的とし、一般病棟(小児科病棟、産婦人科病棟含む)、デイルーム、外来待合スペース、外来化学療法にWi-Fi環境構築のための配管等を整備すること。
- ・情報配線の二重化に対応すること。

k 時計設備

- ・時計はエレベーターホール、会議室等、施設の利用者等が多く集まる場所に適宜設置すること。
- ・方式は電波時計方式とし、適切に電波中継用のアンテナを設置すること。
- ・手術室、血管造影室には手術時間測時計を設置すること。

l 拡声設備

- ・非常時の避難誘導放送を行うために、「消防法」施行令第24条に規定されている非常放送設備を設置すること。このため増幅器は一般業務・非常放送兼用型とし、中央監視室に設置すること。
- ・緊急地震速報の受信機能を備え、必要に応じて館内放送に連動できる設備を設けること。
- ・一般業務放送は部門ごとのゾーニングとし、BGM放送が可能なものとする。
- ・講堂・会議室に個別放送設備を設けること。
- ・手術室に個別放送設備を設けること。

m テレビ共同受信設備

- ・地上波デジタルの聴視が可能な設備とすること。
- ・ケーブルテレビが引込めるよう配管を設けること。
- ・病室、デイルーム、カンファレンス室、会議室、スタッフ室、事務室、医局、

休憩室、当直室、待合、ロビー、外来化学療法室及び家族控え室等、必要とする諸室で視聴可能とすること。

n ナースコール設備

- ・設置個所は別添資料 1 要求水準書 付属資料 諸元表・凡例を参照すること。
- ・病室、リハビリ室、処置室、トイレ、外来化学療法室及び浴室等とスタッフステーション間の連絡用として、多回線同時通話方式のナースコールシステムを設置すること。
- ・スマートフォン連動とし、患者からの呼び出しに迅速に対応できるよう必要台数を見込むこと。
- ・ナースコール親機は、病院情報システムと連動可能なナースコールとし、各病棟のスタッフステーションにおいて壁掛コンピュータボード型とすること。
- ・病棟以外の患者の利用するトイレに設置されたナースコールからの緊急呼び出しは、最寄りの受付や常時職員のいる部屋等に表示すること。

o 呼出設備

- ・外来患者呼出用に個別放送設備を設置すること。
- ・呼出表示設備の対応を検討し提案・設置すること。

p インターホン設備

- ・設置個所は別添資料 1 要求水準書 付属資料 諸元表・凡例を参照すること。
- ・手術関係部門、放射線部門、病棟・看護単位の管理扉部分、サービス部門、救命救急・時間外入口等、その他病院運営上必要な場所や内線電話より利便性が高いと考えられる場所に、適切なインターホンを設置すること。
- ・各インターホン系統は、必要に応じて設置すること。
- ・各入口のインターホンはスマートフォンと連動しカメラ確認及び開錠ができること。

q 観察カメラ設備

- ・施設内部及び外部に状態観察用もしくは防犯用の I T V カメラを設置し、その映像を所定の場所で観察できるようにすること。なお、設置する I T V 設備は以下の性能を満たすこと。

屋内に設置するカメラはドーム型とし、必要に応じて旋回ズームレンズ付とすること。

中央監視室には、I T V コントロール装置、カラー液晶モニター（40 インチ以上）及び記録装置（デジタルハードディスクレコーダー）を設置すること。

記録装置の記録容量は、全カメラのデータを 10 日分以上（3 コマ / 1 秒）保存できる容量とすること。

次の諸室間は、部屋の状態観察用 I T V カメラ及びその映像を観察できる設備を設けること。

部門名	ITV カメラを設置する箇所	観察できる設備を設置する箇所
手術部門	手術室（状態、観察） 手術室（術野は配管のみ）	IC 室、カンファレンス室、手術 管理スペース、ME 作業スペース
病棟部門	HCU、SCU、産婦人科	スタッフステーション
PFM 部門	説明相談個室	スタッフ用オフィス
放射線部門	待合	操作ホール
	血管撮影室	ME センター
病理部門	霊安室	中央監視室

次の諸室間は、防犯用 I T V カメラ及びその映像を観察できる設備を設けること。

部門名	ITV カメラを設置する箇所	観察できる設備を設置する箇所
管理部門	風除室 待合ホール 職員・サービス出入口 病棟管理扉・階段扉 各階 EV ホール 駐車場 PFM 部門カウンター	中央監視室、医事課

r セキュリティ設備

- ・建物内への侵入防止、スタッフエリアへの侵入防止、患者の離院防止など、個別セキュリティ対策を考慮し設備を整備すること。
- ・院内をセキュリティ区画に分け、下記のエリアについてはカードリーダーによる入退室管理を行うこと。
 - 病棟部門（階ごと）
 - 手術部門
 - 放射線部門
 - 病理検査エリア
 - 管理部門
- ・各病棟のエレベーターホールと廊下の間には、管理扉及びカードリーダーを設置し、入退室管理を行うこと。時間帯により開閉の制御ができるようにすること。また、スタッフステーションからインターホンにより面会時間外の対応及び管理扉の開錠ができるようにすること。

なお、一般病棟の管理扉は、面会時間内は開錠、面会時間外は施錠管理とするが、HCU、女性病棟は終日施錠管理とすること。
- ・各諸室のセキュリティは次のような考え方とすること。高レベルについてはカードリーダー、最高レベルについてはカードリーダー＋パスワード入力による二重チェック、一般的なレベルについてはカードリーダー又は鍵により

施錠が行えるようにすること。

必要なセキュリティレベル	諸室
最高レベル	患者の個人情報及び医療情報を扱う部屋 (サーバー室等)
高レベル	医療上特にセキュリティが必要な部屋 (医事課、医局、医療情報管理室、更衣室、各病棟、新生児室、医薬品庫等)
一般的なレベル	上記を除く諸室

- ・認証方式は、非接触式カードリーダーによること。また、カードを必要枚数(約700枚)用意すること。
- ・アクセス資格の設定、認証、入退室履歴の管理、遠隔監視制御等保安警備業務と一体のレベルに応じたトータルセキュリティシステムを構築すること。

s 視聴覚設備

- ・研究会・講演会・学術発表会等に対応可能な映像・音響設備を講堂・会議室に設けること。

t 音声案内設備

- ・施設出入口に音声案内システムを導入するなど、視覚障がい者に配慮した設備とすること。
- ・多目的トイレ入口に音声案内システムを導入するなど、視覚障がい者に配慮した設備とすること。

u 防災設備

- ・自火報設備:「消防法」及び「建築基準法」に基づき設置すること。各病棟スタッフステーションに副表示盤を設置すること。
- ・防排煙設備:防火ダンパー等を「消防法」及び「建築基準法」に基づき設置すること。
- ・総合操作盤を中央監視室に設置すること。
- ・消防機関への火災通報専用電話機を中央監視室に設置すること。
- ・病棟の避難階段等、避難のために必要なロック解除システムを導入すること。

v 雷保護設備

- ・「建築基準法」、JISA 4 2 0 1-2 0 0 3「建築物等の雷保護」等に準拠し、適切に設置すること。
- ・保護レベルは とすること。

w 駐車場管制設備

- ・駐車場の入出庫管理、安全管理のための駐車場管制設備を設置すること。

x その他

- ・洪水浸水対策として、水位1.5mの高さを想定した計画とすること。
- ・各建築設備の発生騒音・振動は患者の療養環境に支障がないものとすること。

カ 空調設備計画

(ア) 設備項目

次の各設備項目及びその他必要な設備を整備すること。

- a 空調設備
- b 換気設備
- c 排煙設備
- d 自動制御設備

(イ) 各設備項目

- a 空調設備
 - ・熱源システム、空調方式は、各部門の運営時間帯の違い、室の方位、発熱機器等熱負荷性状の違いに対応できるシステムとし、操作性、維持管理面及び耐久性、更新性についても考慮すること。
 - ・熱源システム、空調方式は低負荷時にも効率的運用が可能なシステムとすること。
 - ・熱源は電気、ガス、油を併用し多様な一次エネルギーにより信頼性を向上させ電力デマンド対応を計画すること。
 - ・熱源の搬送系は搬送動力の低減化、省エネ化を考慮しインバーターを計画すること。
 - ・室ごとに温度の設定が可能な空調方式とすること。
 - ・病室は、感染防止を考慮したゾーニングを行うこと。陰圧設備は本工事とし、差圧計等を設け、陰圧が確保されていることを常に確認できるようにすること。
 - ・災害時に備え、必要な病院機能が維持でき、3日間以上の運転を継続することができるように熱源用燃料の備蓄、非常用発電機電源の供給を行うこと。対象想定室は「オ電気設備計画 b 発電機設備」の項目を参照のこと。また、パッケージ空調方式とする場合は、重要諸室（HCU、SCU等）については、同一ゾーンの室外機の2重化等故障に対するリスク軽減のための工夫を行うこと。
 - ・極力、有資格者の不要な機器構成とすること。
 - ・24時間稼働するコンピュータ室、放射線機器操作室、サーバー室等の空調機器は、単独として、バックアップ機器を設置する等、更新性に配慮すること。
 - ・電気室、CPU室、操作室、サーバー室、放射線諸室等重要機器、高額機器が設置される室は空調機からの漏水対策を考慮した方式とすること。
 - ・発熱機器により、中間期、冬期においても冷房運転が必要となる室は個別空調とすること。
 - ・重要諸室（電気室、CPU室、操作室、サーバー室等）の空調は二重化空調とする等、故障対策を考慮すること。また、停電後は自動復帰する機能を有すること。
 - ・各室の空気清浄度は必要に応じ確保すること。ただし、諸元表に記載の内容

は充足させること。

- ・ 清浄区域、汚染区域を設定しクロスコンタミネーションの防止を図ること。
- ・ 所定の加湿能力が維持できる空調方式とすること。
- ・ 患者が横になる病室、診察室、各種検査室等は空調の吹き出しの気流が直接ベッド等にあたらないよう工夫すること。
- ・ 室内の空調騒音に配慮した機器を選定すること。
- ・ 病室の空調は、スタッフステーションに設ける集中リモコンからも、その病棟内の各病室の空調の入切、温度設定が出来るようにすること。
- ・ 屋外に設置する機器類は耐蝕仕様とすること。
- ・ ネットワーク設備を設置するEPS内は、空調整備を行うこと。
- ・ 夏期・冬期の結露対策を行うこと。
- ・ 各建築設備の騒音・振動は患者の療養環境に支障のないものとする。

b 換気設備

- ・ 室ごとに適正な外気量、換気量、陰陽圧を設定し、換気ゾーンごとにエアバランスを確保すること。
- ・ 室の用途に応じて、細菌除去、脱臭等の適切な排気処理を行い、その排出箇所は、原則として建物最頂部とすること。
- ・ 厨房、霊安室、解剖室、検査室等臭気が発生するおそれのある排気は建物最頂部で排出すること。また、必要に応じて脱臭処理を行うこと。
- ・ 排気口は外気取入口、近隣の建築物の配置及び離隔距離に配慮すること。
- ・ 居室系統は、屋外からの粉塵流入防止のために、給気側に必要な性能を持ったフィルターを設置すること。
- ・ 厨房は第1種換気とし、外気処理空調機を設置すること。
- ・ 排気装置付実験台、安全キャビネット、クリーンベンチ等に必要な給排気ダクトを設けること。
- ・ 検査部門（病理、剖検室等）、内視鏡部門（洗浄室等）、中央材料部門（洗浄室等）、MEセンター部門（作業スペース等）において、ホルマリン、EOGガス、グルタラル等を使用する諸室については、「特定化学物質障害予防規則」等を遵守した対策を講じること。また、発生するガスの種類に応じて排気口を床面近くに設置する等、室内への拡散を防止する対策を施すこと。
- ・ 放射線診療機器による個別給排気、排出管を設置すること。
- ・ 検査部門の検尿置場（検尿パスボックス内）、採血室等の臭気には留意すること。
- ・ 排熱の熱回収を検討するなど省エネルギー化を図ること。
- ・ ダクトの材質は排気の質により次のとおりとすること。

厨房排気、浴室等 : ステンレス製

病理検査、ドラフトキャブ等 : ステンレス製又は塩ビライニン製（塩ビ製）

MRIクエンチ管 : ステンレス管

- ・MRI、X線室の貫通部は防護貫通処理を行うこと。
- ・夏期・冬期の結露対策を行うこと。
- ・各建築設備の騒音・振動は患者の療養環境に支障のないものとする。

c 排煙設備

- ・「消防法」及び「建築基準法」「新・排煙設備技術指針（1987）日本建築センター」に基づいて設置すること。
- ・機械排煙の系統については、用途区画及び安全区画を考慮して計画を行うこと。

d 自動制御設備

- ・中央監視設備は、電力、照明、空調、換気、給水、排水、給湯設備等の設備システム一切の監視制御を行うこと。
- ・部門別、テナント別及びエネルギー種別ごとにエネルギー消費量を計測・監視可能なシステムとすること。
- ・パッケージエアコンの監視には、エアコンメーカーの集中コントローラーを設置すること。
- ・ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）により、機器及びシステム等の最適運転、監視、用途別の各種エネルギー使用量の計測、統計処理、分析及び診断ができるものとする。
- ・停電や瞬時電圧低下の復電時には、速やかに各設備の停電前の状態に復帰する機能を有すること。

キ 衛生設備計画

(ア) 設備項目

次の各設備項目及びその他必要な設備を整備すること。

- a 衛生器具設備
- b 給水設備
- c 排水設備
- d 給湯設備
- e 消火設備
- f 医療ガス設備
- g 排水処理設備
- h 厨房機器設備
- i 給蒸設備
- j ガス設備

(イ) 各設備項目

- a 衛生器具設備
節水型器具を設置し、水資源の有効利用を図ること。

(a) 大小便器の構造

- ・各トイレの便器及び洗面器の数は「衛生器具の適正個数算定法」（空気調和・衛生工学会）により算出した必要器具以上とすること。

- ・ 女性用トイレの各ブースには擬音装置を設置し、鏡、手洗い数を男性用よりも多く設置すること。
 - ・ 洋便器の便座は温水洗浄便座とすること。
 - ・ 小便器は低リップ型とし、洗浄弁はセンサー式とすること。
 - ・ 汚物流しの洗浄弁は、センサー式とすること。
 - ・ 大小便器は全て壁掛け型とすること。
- (b) 手洗器、洗面器、流し台等の構造
- ・ 医療従事者が使用する手洗器の水栓は、手首までを十分に洗えるようにグースネック形水栓を採用する等手洗空間の確保及び逆流防止を図ること。
 - ・ 手洗器は深型とし、溢水口を設けないこと。
 - ・ 手術用手洗装置は、水道水での供給とするが、肘まで十分に洗浄でき、直接手で触れることなく、自動開閉する構造とすること。
 - ・ 人工透析室の患者が使用する手洗器は肘まで十分に洗浄でき、車椅子での使用も考慮した構造とし、レバー式湯水混合栓とすること。
 - ・ 手洗器は必要に応じ、肘まで十分に洗浄できるものとする。
 - ・ 病室に設ける洗面化粧台はカウンタータイプを原則とし、車椅子の患者が利用できる仕様とすること。また併せて鏡を設置すること。
 - ・ カウンタータイプの場合は、一体成型等の清掃性及び清潔性に配慮されたものを使用すること。
 - ・ 施設利用者が使用する洗面器は車椅子での利用が可能なものとする。また、必要に応じ、手すりを設置すること。
- (c) 手洗器、洗面器、流し台等への湯・水の供給
- ・ レバー式混合水栓は高温出湯規制機能付きとし、浴室水栓、シャワー水栓等はサーモスタット付きとすること。
 - ・ 医療従事者が使用する手洗器、医療用流し台は残留塩素濃度を確保するため、原則として水のみでの供給とすること。用途によっては湯の供給も必要な箇所があるので、その場合は対応すること。
- (d) その他
- ・ 電気式作動の自動水栓及び洗浄弁は停電時にも使用可能な配慮を行うこと。
 - ・ 多目的トイレは必要に応じてオストメイト対応ができる器具構成とすること。
 - ・ 雑用水系統は中水用洗浄弁を使用する等、閉塞防止を図ること。
 - ・ 手洗い器、洗面器等設置箇所には、ペーパーホルダーや液体石けんを壁面に設置できるスペースを確保すること。
 - ・ 手指乾燥器を共用トイレに適宜設けること。
- b 給水設備
- ・ 給水系統は、上水系統（飲用、手洗・流し用、医療用等）、雑用水系統（便器洗浄水、植栽用灌水、消火用水等）、冷却塔補給水の3系統とすること。上水系統は雑用水系統のバックアップが可能とすること。また、上水系統と雑用水系統とは配管材等で区別し、誤接続のないようにすること。

- ・受水槽には緊急遮断弁、水栓を設ける等、災害時の水の確保に配慮すること。
 - ・災害時の備蓄として非常時における3日分を備蓄し、滅菌装置を設けること。
 - ・洗浄便座へは上水を供給すること。
 - ・透析用循環配管は本工事に含むこと。(透析機器等は別途)
 - ・医療用水設備(手術室手洗、病理検査部手洗い他必要箇所)は本工事に含む。
- c 排水設備
- ・建物内の排水は、特殊排水は分流とすること。
 - ・特殊排水は、検査系排水、人工透析系排水、感染性排水、高温高压排水、高温排水、厨房排水とすること。特殊排水については、法令・基準を遵守し計画すること。
 - ・敷地外への排水は、建物内汚水と雨水の分流方式とする。建物内汚水は公共下水道本管へ放流すること。
 - ・下水道本管の途絶に備え、病院施設の排水を一時的に貯留するための非常用排水貯留槽を設け、最低限の排水機能を3日間以上維持すること。
- d 給湯設備
- ・給湯方式は中央式と個別分散方式を検討し更新性のある計画とすること。
 - ・熱源については、自然エネルギー・排熱等の有効利用を行うこと。
 - ・熱源容量は故障時、更新工事を考慮した台数、容量とすること。
 - ・レジオネラ菌発生対策を考慮した計画とすること。
- e 消火設備
- ・消防関係法令を遵守した計画とすること。
 - ・サーバー室等はガス系消火設備を自主設置すること。
 - ・厨房内の特殊消火は消防と協議し必要に応じて設置すること。
- f 医療ガス設備
- ・酸素、治療用空気、吸引、窒素、二酸化炭素、非治療用空気及び余剰麻酔ガス排出設備を設置すること。
 - ・供給設備は、バンク切替、複数台設置、配管の二重化等、医療ガスを安定して供給できる方式とすること。
 - ・吸引設備は細菌除去フィルターを設置すること。
 - ・増設時、改修時に医療ガスの供給を中断することが無いようにエリアごとに区域遮断弁(シャットオフバルブ)を設置すること。
- g 排水処理設備
- ・下水道放流水質基準を超える排水、感染性排水等は、適切な排水処理施設又は除害施設により処理した後、下水道へ放流すること。
 - ・排水処理施設又は除害施設は厨房施設排水、検査施設排水、感染施設排水、人工透析施設排水、高温水等に設置すること。
- h 厨房機器設備
- ・H A C C Pの概念及び厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた運用が可能で、厨房作業環境も考慮した計画とすること。

- ・ 厨房設備は、災害時も稼働可能な計画とすること。
- ・ 厨房機器設備は、1日あたり1,050食（朝・昼・夕 各350食）に対応できる設備を整備すること。
- ・ 朝食はクックチル方式、昼・夕食はクックサーブ方式を採用すること。
- ・ 職員食堂に設置する厨房については200～300人/日の利用を見込んだ厨房機器を設置すること。
- i 給蒸設備
 - ・ 中央材料部門の高圧蒸気滅菌装置等に必要蒸気供給設備を設置すること。
 - ・ 加湿用蒸気は間接式蒸気発生器とすること。
- j ガス設備
 - ・ ガスは中圧ガスを引き込むこと。
 - ・ ガス供給設備を設置し、検査室、厨房等必要箇所へ供給すること。

ク 昇降機計画

- (ア) 各部門間の隣接条件や動線等に十分配慮し、機能的な配置計画としたうえで、交通量・用途を見極め、適切な昇降機計画とすること。
- (イ) 患者のベッド搬送、食事の配膳・下膳、物品搬送等に使用する昇降機の、広さや搬送可能な重量については特に配慮すること。
- (ウ) 利用目的及び利用者に合わせた適切な速度とすること。
- (エ) 救急出入口から救急部門（初療エリア）、手術部門のある階に直通で搬送できるエレベーターを設けること。
- (オ) 感染病床への搬送については、感染防止に配慮を要するが、スタッフ、物品、患者搬送用エレベーターを一時的に専用運転対応として搬送可とする等、必ずしも専用エレベーターを設けることは求めない。

【搬送対象別昇降機（参考）】

- ・ 患者、見舞客用エレベーター
- ・ スタッフ、物品、患者搬送用エレベーター（2,500kg）
- ・ 給食配膳用エレベーター
- ・ 救急専用エレベーター
- ・ エスカレーター（外来患者が利用する機能が2層に分かれる場合）

ケ 搬送設備計画

部門等の配置や搬送動線（薬剤部門、救急部門、検査部門、手術部門、病棟部門等）を考慮し、適宜提案すること。ただし、諸元表に記載の内容は充足させること。

コ 医療情報システム、医療機器、備品等

市が別途行う医療情報システムの整備等、事業者が行う工事と密接な関係がある場合は、これらの事業者と十分連携を図り円滑な工事施工に努めること。（「参考資料2 発注区分表」参照）